

平成 2 1 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 1 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午後 2 時 3 8 分 散 会

○議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 平成 2 1 年度市政執行方針演説に
対する一般質問
1. 獅 畑 輝 明 議員
2. 林 喜代子 議員
3. 若 山 武 信 議員

○出席議員 1 0 名

- 1 番 五十嵐 美 知 君
2 番 若 山 武 信 君
3 番 谷田部 芳 征 君
4 番 穴 戸 忠 君
5 番 林 喜代子 君
6 番 北 市 勲 君
7 番 太 田 常 美 君
8 番 植 村 真 美 君
9 番 獅 畑 輝 明 君
1 0 番 鎌 田 恒 彰 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○欠席議員 0 名

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
監 査 委 員 小 椋 克 己 君
選挙管理委員会
委 員 長 壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長 野 村 繁 君

- 副 市 長 浅 水 忠 男 君
理 事 三 上 和 己 君
総 務 課 長 町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長 伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長 吉 村 春 義 君
市 民 生 活 課 長 栗 山 滋 之 君
社 会 福 祉 課 長 伊 藤 嘉 悦 君
介 護 健 康 推 進 課 長 實 吉 俊 介 君

順序	議 席 番 号	氏 名	件 名
1	9	獅畑 輝明	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について
2	5	林 喜代子	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について
3	2	若山 武信	1. 市政執行方針について 2. 教育行政執行方針について

産業課長	菊島美時君
建設課長	熊谷敦君
上下水道課長	横岡孝一君
会計管理者	下村信磁君
消防長	中村高庸君
市立赤平総合病院 事務長	斉藤幸英君

教育委員会 教育長	渡邊敏雄君
” 教育課長	相原弘幸君

監査事務局長	保田隆二君
--------	-------

選挙管理委員会 事務局長	町田秀一君
-----------------	-------

農業委員会 事務局長	菊島美時君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋一君
” 総務議事 担当主幹	野呂律子君
” 総務議事 係長	渡邊敏一君

(午前10時00分 開 議)

○議長（鎌田恒彰君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番林喜代子さん、9番獅畑輝明君を指名いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（大橋一君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第3 平成21年度市政執行方針演説に対する一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、議席番号9番、獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君） [登壇] 通告により平成21年度市政執行方針並びに教育行政執行方針の大綱2項目について、新政クラブを代表して一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、市長の所信表明、市政執行方針について、①、平成21年度予算についてであります。平成20年度は、財政健全化法による再生団体移行への回避を念頭にまちの再生に向けた取り組みが市民の協力に支えられ、実行されてまいりました。結果、連結実質赤字比率が見込みとして早期健全化基準にまで引き下げられ、地方自治は守ることができそうであります。まさしく正念場の1年が過ぎようとしております。

このような中、高尾市政も7年目を迎えようとし

ておりますが、過去6年間はとりわけ財政再建という大きな課題に真正面から取り組んでこられ、結果評価に値することのできる水準までに改善してまいりました。強いリーダーシップに対し、敬意を表する次第であります。

さて、ことしの市政執行のキーワードは再生としております。平成21年度は、早期健全化基準を大きく下回り、念願の健全化団体を目標とし、普通建設事業費の増額や雇用対策などに配慮した内容となり、まちづくり予算の復活が目につき、再生への思いをくみ取ることができます。

さて、予算の概要は一般会計で77億924万円、前年比5億8,116万円、7%の減少であります。特別会計、企業会計を含めると総額165億1,984万円となり、前年比約12億3,691万円のマイナスであり、7%減の予算規模となりました。身の丈に合った行財政運営が求められていますが、まさに財政健全化計画改訂版を取り入れた内容となり、まちの再生に向けた取り組みが始まろうとしています。世界的な経済危機は地方の田舎町、赤平にも影響を及ぼし、経済不況の波がどんどん押し寄せてきております。市内各企業の存続にかかわる深刻な事態を招くおそれもあります。事業不安、雇用不安、バブル崩壊時の社会的混乱の再来であるとも言えます。このようなことから、多くの市民からは暮らしを守るための施策の要望が日に日に大きくなってまいりました。

そこで、お伺いいたしますが、限られた財源の中、地方自治をしっかりと守りながらまちづくりを着実に推進していくことは困難をきわめるものでありますが、予算編成に当たっての市長の思いや考え方があったのか、また平成21年度予算の特色や課題について見解をお伺いいたします。

次に、②の財政再建の見通しについて、ア、連結実質赤字比率の見通しについてお伺いをいたします。予算編成方針にありますように、平成21年度の最大目標は決算において早期健全化基準を下回り、健全化団体になることとしております。先週の市政報告の中で、連結実質赤字比率の改善により平成

20年度決算において財政再生団体への移行を回避することができそうであり、現状早期健全化基準内の22.45%であるとのことでありました。今後特別交付税の額や除雪費など、残りわずかではありますが、推移をきちんと見きわめていかなければなりません。

この比率の改善が報告されましたが、安心はできません。というのも比率悪化の最大の要因である市立病院の収支状況が非常に不安定であり、財務改善の兆しが見えにくいからであります。病院事業会計への繰出金として、病院特例債償還分2億1,270万円や赤字解消分として1億5,000万円など総額7億3,270万円が平成21年度予算に計上されています。一般会計の約10%を占める金額であります。何らかの要因で収支が悪化した場合、さらに繰り出しをしていかななくてはならない状況に陥ることになります。

この比率は、実質公債費比率と違って市の全会計の成績が反映されることから、他会計の影響が受けやすい性質のものであり、今よくて先のことはいくらもわかりません。各会計の本年度決算見込みを勘案すると、不安材料が多くあるように思います。病院会計を含め、各会計それぞれ堅実な財政運営が必要となり、平成21年度の連結実質赤字比率の推移は依然として予断を許さない状況であると思います。予算執行に当たり、市長の考えをお伺いいたします。

イ、市立赤平総合病院の収支状況についてお伺いいたします。前の質問でも触れましたが、予算の概要の中で一般会計から病院事業会計繰出金を総額にして7億3,260万円とし、前年比2億4,593万円増加しております。これは、平成20年度の病院特例債の償還分2億1,270万円が追加されたためであります。また、不良債務解消分として1億5,000万円、その他の繰入金などで3億6,990万円であります。一般会計77億円の約10%を占める多額なものであります。市税収入9億6,600万円の約75%が市立病院維持のために使われようとしております。

市立病院の地域医療に果たす役割については理解をしております。しかし、病院事業会計によって赤平市の財政が振り回されていることをしっかり認識

して厳しく対応していかなければなりません。税や使用料などの値上げ、各種税率の引き上げ、施設の統廃合による経費の削減、補助金の削減など、少し厳しい言い方かもしれませんが、すべての行革が病院事業の資金不足の穴埋めをするために行われていると言っても過言ではないと思います。そのようなことにより昨今の厳しい生活環境の中、市民に負担と我慢をお願いしているわけであります。このことをきちんと認識して病院経営に当たってほしいと思います。

平成20年度から毎月収支報告が社会経済常任委員会に報告され、収支の推移をチェックしております。1月までの報告では、経過月の累計で約1億5,000万円の黒字となっております。しかし、今定例会で補正予算が提案され、医業収益の3億円以上の減額補正、特別利益として赤字解消分の前倒しとして1億5,000万円を追加繰り入れしました。年度末の予定貸借対照表では、黒字額が約3,500万円となっておりますが、これは繰り入れによる数値の改善であり、経営改善の努力の結果ではないわけであります。このようなことから、最終的な決算が出ておりませんが、単年度黒字という最大の目標はかなわないのではないかと考えています。

病院の経営改革では、まずは赤字要因をしっかりと取り払い、最低条件である実質的な単年度黒字を出すことが求められており、以前から申し上げていますが、努力をしてきたことは評価をされません。企業会計である以上、結果が求められているのであります。結果がすべてであります。職員はもとより医師、看護師も経営に対する責任をしっかりと担っていただき、危機感を持った財務改善の努力は医師を含めた職員全員に求められています。市の財政再建に大きな影響を及ぼすため、病院事業会計は平成21年度においても厳しい目で経営管理をしていかななくてはなりません。病院経営について市長の考えをお伺いいたします。

③、まちの再生についてお伺いします。まず、ア、中心市街地の活性化についてお伺いをいたします。

昨年11月の国道バイパスの開通、新たな人の流れを生み出す交通拠点としての駅前広場整備事業の完了、そして先月オープンしたコープさっぽろ赤平店は市街地における商業核店舗として位置づけられ、周辺の商業環境も変化しようとしております。加えて、町なか居住の大きな期待として大町雇用促進住宅の活用、本町の医師住宅整備などが挙げられます。このように赤平の顔とも言える中心市街地において車、人の流れが徐々に変化しつつあります。この変化に対応すべく何をすべきか、会議所、商店街、行政が一体となって協議をし、一定の方策を見出していかねば、中心市街地の再生は将来において困難になってしまうような気がしております。

商業者の自助努力が一番大きく求められていることは承知しておりますが、近隣大型店舗への消費流出に加え、昨今の景気の悪化、そして経営者の高齢化など、さまざまな要因により売り上げが減少し、資金的な体力が極端になくなってきているのが現状であろうと思います。行政の店舗近代化促進事業による支援策があるのも承知しておりますが、とりわけ商業振興策の適時実行支援やまちににぎわいを取り戻す一つの方法として歯抜け状態になっている町並みの修復が必要であり、行政のかかわりの部分もあるわけではありますが、空き店舗、空き地の利用について関係各位と協議の場を持ち、こういった支援策があるのか、進むべき方向を見出さしていただくことを望んでおります。このことも市政執行方針にある再生につながる一つであると考えますが、見解をお伺いいたします。

イ、スクラムプランの検証についてであります。平成18年にできたあかびらスクラムプランについて、何回も進捗状況について伺ってまいりました。順調に計画どおり実行されたものも多くあり、昨年3月現在で30項目中20項目の施策が推進されているとのことでした。平成22年度までのプランであり、残り2年間となり、着実な実行が求められておりますが、この中で今回の平成21年度執行方針にもありましたビジネスサークル研究会の設置と移住定住促進事業

の取り組みについてお伺いをいたします。

ビジネスサークル研究会の設置については、2年前の平成19年度の執行方針の中でも厳しい産業競争社会において、従来の枠組みを超えた新たな知恵や発想が必要であり、市内のさまざまな業種の間で情報交換の場を提供するため協議していくことのできるものであります。赤平には、すぐれた技術力を持った企業も多くあり、物づくりでは先進的であります。毎年執行方針に挙げられており、設立に至っていないわけではありますが、進捗状況と今後の進め方についてお伺いをいたします。

もう一点、プラン作成時から懸案でありました移住定住促進についてであります。財政問題が取りざたされ、予算を伴う内容も折り込まれているということで赤平市移住定住促進計画を作成したが、なかなか実施に移せない状況であるとのことでもあります。北海道移住促進協議会にも加入済みであり、道内加入市町村との連携により情報の提供、収集に努めていかなければ本格的な実施は難しいものとなりそうであります。執行方針にもありました受け入れ先に豊丘南団地の売却されていない27区画を移住定住政策と連携して活用していく、よいアイデアだと思っておりますが、移住定住促進事業が全くといって進んでいない状況下で可能なのか不安であります。どのような指示を出されて促進していくのかお伺いをいたします。

ウの定住自立圏構想の進め方についてお伺いいたします。来月より施行されます定住自立圏構想の推進要綱、地方の中心市と周辺の自治体が協定を結んで連携し、地方への定住の受け皿をつくるという都市圏への人口流出を食い止めるために施行されるもので、うまく活用できれば赤平市の活性につながるものと思っております。執行方針では、十分に議論を重ねるべきとあり、今後の進め方について伺います。

ここで言う中心市というのは原則人口5万人程度以上、少なくとも4万人以上のまちで赤平市では滝川市に当たると思っております。人口定住のために必

要な生活機能を確保するため、医療、福祉、教育、産業振興などで役割分担し、連携して地域づくりを行うとしており、総務省の財政支援も明示されており、積極的に取り組んでいただくことを期待しているものであります。先行して実施している団体の取り組みの実例を少し紹介しますが、市立病院を核にした医療連携、消防、防災体制の整備、農産物の地域ブランドの形成、コミュニティバスの広域運行、ブロードバンド整備、文化芸術の振興、工業団地の造成などがあります。相手もあることから慎重な対応が求められますが、今後の進め方についてお考えをお伺いいたします。

火まつりについて。ことしで38回目を迎える火まつり、市の補助金が復活し、メイン会場が変更されることなど、新たな発想による火まつりがことしもまた盛大に開催されようとしております。火文字の見える会場を求める声、火文字も大切だが、おまつり広場のにぎわいを大切にしようとする声、さまざまであります。また、歴史と伝統をかたくなに守ろうとする人、集客を大切に考える人たち、会場が移動することにより祭りにかかわる人たちの気持ちは期待と不安が交錯しているのではないかと思うわけです。1本筋の通ったこれまで以上に感動を与えられる火まつりにしたい、このような気持ちが一体となってズリ山に火をつけるという祭りをかたくなに守り続けていくことの大切さ、このことをあやふやにしないためにも火まつり独自の歴史をつくっていかねばなりません。伝統文化を守るため今まで培ってきた祭りへの思いを行動で表現し続けることが大切であり、未来の子供たちのためにしっかりと祭りの基本的なあり方などについて議論をするいい機会であると思うのであります。火まつりはどうあるべきなのか、本来の目的がぶれないようにしなくてはなりません。市長の火まつりに対するお考えをお伺いしたいと思います。

オ、空知産炭地域総合発展基金の活用状況についてであります。公共事業が大幅に縮減され、低迷する地域経済や雇用対策にも重要な役割を担っている

空知産炭地域総合発展基金の有効活用について、産業振興はもとより、地域経済の発展に大きな波及効果が期待できるものであり、計画的な事業執行が求められております。平成19年度、20年度の2年間で住環境、道路、教育、医療などの基盤整備事業に約3億6,000万円、企業などが行う新産業創出の取り組みへの支援を行う新産業創出等事業には2年間で市内12社、約5億3,500万円の助成を受けております。平成21年度もこの2つの事業について、それぞれ活用を予定しておりますが、今まで財政上の理由で基盤整備等が立ちおけているところもあろうかと思えます。緊急性を考慮し、事業終了の平成22年度までの限られた期間、そして限られた基金の運用であり、市内経済の振興に大きく影響を与えることから、順次有効に活用していただきたいと思っております。今後の取り組みについて、お考えをお伺いいたします。

4の生活対策について、ア、定額給付金についてであります。この定額給付金の質問であります。去る3月4日、国の第2次補正予算が成立し、国の関心事でありました定額給付費の支給が決まりました。しかし、このことは平成20年度の事業ということで、今定例会に示された市政執行方針には盛り込まれておらず、一般質問にはそぐわないという指摘があり、質問を取り下げたいと思えます。要望として、混乱のないようスムーズな給付作業を期待しておりますので、よろしくお伺いいたします。

イの緊急雇用対策についてであります。世界的な規模での企業倒産や株価暴落に起因する金融危機の影響により、日本でも国民の生活を脅かすような急激な景気低迷や経済情勢の悪化を招き、企業存続のための人員削減により全国規模で雇用情勢が非常に厳しいものになってまいりました。赤平市でも例外ではなく、市内企業の動向などを考えますと公共建設事業への期待、資金繰り対策、そして生活者の働く場の確保など昨今の厳しい経済状況を打破し、少しでも豊かになるための政策を待ち望んでいるのであります。

雇用対策について、北海道ではこれまでの対策に加え、緊急雇用創出事業臨時特例基金などの活用による支援を行い、市の民間委託事業や直接事業により一時的な雇用、就業機会の創出を図るとする緊急雇用対策を打ち出しております。今年度赤平市では、その緊急雇用創出事業の交付金を活用し、総事業費約5,700万円を予算計上し、期間は限定されますが、21事業にわたり新たに48名を雇用するというものであり、非常に期待の持てるものであります。しかし、この緊急雇用対策は制度上残念ながら一時的なものであり、期間も短く、雇用不安の解消には不十分な一面も持っております。そこで、質問ですが、この雇用創出事業を足がかりに継続的な雇用対策に単独で取り組んでいくことも必要と考えますが、平成21年度、そしてその後の赤平市の雇用対策についてお考えをお伺いいたします。

2、教育行政執行方針についてであります。①、いじめ、不登校についてお伺いいたします。赤平の教育行政は、市の行財政改革に先行する形で逐次進められ、長い間の懸案でありました教育条件整備も前倒して整備され、赤平の教育環境の方向性が次第に明らかになってきました。近年少子化が進む社会にあって、教育界に新たな課題が生じてきております。親子間の痛ましい事件、いじめ等に起因する事件、事故が連日のように報道されております。つい最近でも近隣市でいじめの可能性の高い事件が発生し、関係者は頭を痛めております。生徒一人一人に目が届き、小さな兆候もいち早くキャッチし、対応できることも小規模校のメリットとされておりますが、近隣市の事件は決して対岸の火事ではありません。いじめや不登校は、いじめる側、いじめられる側、不登校をする生徒にとって将来多くの不幸な結果をもたらします。何といたっても学校、PTA、地域の人々が協力して未然に防がなければなりません。最近インターネットや携帯電話のメールによる新たないじめが多く発生し、大きな社会問題になり、児童生徒の携帯電話所持の是非が問われております。このようなことから、市教委として携帯電話の所持

の見解、いじめや不登校の当市での実態や今後の具体的な対応についてお伺いをいたします。

②、教職員の研修と資質向上についてであります。教育を受ける児童生徒にとって、教職員とのかかわりは将来を左右する重大な影響を受ける最も大切な期間であります。義務教育において、生徒は先生を選ぶことができません。それだけに教職員が生徒に果たす役割は重要であります。教職員の資質向上には義務的、自主的を含む各種研修の場があると思えますが、教職員の研修への参加意欲や参加状況についてお伺いをいたします。

最後に、赤平高等学校についてであります。平成21年度は40名の募集に対し、21名の受験者でありました。少子化の影響で市内中卒者が減少しているとはいえ、地元の中学校生徒の進学率が極端に低いことも起因し、赤平高校存続は危機的状況となっております。道教委の平成21年度から23年度までの配置計画の対象にはなっていないとの教育長報告でありましたが、来年度以降の進学状況によっては募集停止という最悪の事態が訪れるかもしれません。教育関係者や地域の関係団体、PTAなど、存続に向けた全市的な取り組みが求められており、今後の展開に期待したいと思えますが、どのような方策が考えられるのか。今までありとあらゆる対策を講じてきたと思うのでありますが、改めて教育長のお考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 市政執行方針につきまして、順次お答えをさせていただきます。

初めに、①の21年度予算についてでございますが、ご承知のとおり平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立いたしまして、当市におきましては20年度決算から適用される新たな財政指標の中でも特に連結実質赤字比率が極めて高かったことが大変大きな課題となっておりますが、議員各位を初め市民の皆様、そして職員の協力やご理解を賜りながら行財政改革に取り組んできた結果、

財政再生団体入りは確実に回避できる見通しとなりました。このため、平成21年度予算編成に当たりましては、平成20年度決算において早期健全化団体に位置することを想定しつつ、赤平市財政健全化計画の改訂版を基本にいたしまして、平成21年度決算におきましては財政健全化段階へ移行することを前提とした予算編成としたところでございます。

一方、世界の金融資本市場は100年に1度と言われる混乱に陥っており、経済の弱体化による世界的な景気後退の兆しが見えつつあり、外需に依存してきた日本経済にとりましても大変大きな打撃を受け、今日ではこれまで安定的な経営を行ってきたと思われる企業でさえも生産縮小あるいは雇用打ち切りなど、日常生活を脅かす極めて深刻な状況に陥っております。こうした影響は、市内企業にとりましても決して例外ではございません。ただ、大幅な人員整理などの雇用変化の動きは、現段階としてはございませんが、しかし一部の企業では就業日数あるいは勤務時間等の調整を余儀なくされていると、こういう状況も危惧しているところでございます。

したがって、市民の暮らしを少しでも守れるよう平成21年度予算におきましては、経済雇用対策を喫緊の最重要課題として、一般会計におきます普通建設事業につきましては健全化計画改訂版で予定をしていた事業を一部前倒しをすることで対前年度比65.6%の増、さらに20年度からの繰り越し事業を含めると実質建設事業では134.5%の増となっております。さらに主に少額工事となりますが、維持補修につきましても対前年度比33%増というふうに措置をしたところでございます。また、緊急雇用対策といたしまして北海道の緊急雇用創出事業臨時特例交付金、さらに地方交付税に算入をされます地域雇用創出推進費の財源を有効に活用いたしまして48名の新規雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

なお、経済動向は今後ますます厳しさを増すものと予想されますことから、商工会議所あるいは金融機関など関係機関と連携を図りながら企業の現状把

握に努めると同時に、国や道の動向に注視しつつ、適切な対策を検討してまいりたいものと思います。

このほか、平成21年度における主な新規施策といたしましては、平成22年度から茂尻団地の建替事業に着手するための実施設計費として2,000万円、今後毎年計画的に小中学校の耐震化工事を進めていくため、平成21年度におきましては赤間小学校の耐震化診断及び実施設計費として801万円、また医師確保対策事業交付金として200万円、さらに火まつり助成を復活するため観光協会補助金として200万円、小中学校の図書購入費として対前年度比183万3,000円を増額するなど、市税を初め歳入の予算規模が減少している中、緊急的課題に対処するため、できる限りの歳出予算の確保に努めた予算とさせていただいたところでございます。

また、職員の人件費につきましては、平成20年度に限り30%削減に協力いただきましたが、平成21年度は10%回復をした20%削減で理解をいただいておりますが、平成19年度中における多数の職員の早期退職により1人当たりの業務量も増大しており、個々の生活を支えるために一日も早く本来の給与に回復できるよう引き続き努力をしてみなければなりません。議員各位におかれましても、今後とも市政運営に対しますご指導を賜りますようお願い申し上げます。

次に、②、財政再建の見通しについてのア、連結実質赤字比率の見通しでございますが、財政健全化法によりまして平成20年度決算から新たな財政指標が適用されることとなりますが、当市におきましてはこれまでスクラムプランを初め財政健全化計画、そして健全化計画の改訂版と3回にわたるプランの見直しの中で時々の課題を解決し、さらに20年度に入ってからのご承知のように旧赤平小学校跡地の売却、さらに花卉園芸振興公社の民間譲渡による一部貸付金の返済、さらに公立病院特例債の借入額の増額など計画外の改善要素も加わりまして、3月補正後の連結実質赤字比率につきましては22.45%と見込んでおり、平成20年度決算における再生団体入り

は確実に回避したと言えます。また、現段階といたしましては早期健全化団体に位置するわけでありませんが、間もなく、中旬だと思いますが、決定をされます特別交付税の3月交付額、また除雪経費を含みます不用額の結果によって約1億2,000万円の効果が捻出された場合には健全化段階に移行する可能性も残されている状況でございます。

次に、平成21年度の連結実質赤字比率の見込みがありますが、今回提案をさせていただきました当初予算どおりに執行できることを前提とした場合には12.05%の比率となり、逆に申し上げますと早期健全化団体の基準まで7.94%、額にいたしますと約3億6,600万円の余裕が出る、こういう予算となっております。こういう状況でございます。しかし、こうした数値も先ほど申し上げましたが、職員の人件費削減などが行われている上での比率でありますし、ご指摘のように最大の課題となっております病院の経営改善、収支の安定化をいかに図っていけるかといった重要な課題も残されており、引き続き行政全体として取り組む必要があると考えているところでございます。

次に、イの市立病院の収支状況についてでございますが、市立病院はもうご承知のように医師不足により診療科の縮小、さらに診療抑制などをせざるを得ない状況にありますため、大幅な収益の減少をもたらす、経営悪化の大きな要因となっているところでございます。昨年12月に策定をいたしました市立病院改革プランに基づき、経営努力を重ねながら収支改善を図り、不良債務の解消に努めてまいりますが、その実施状況を点検評価し、場合によってはプランに修正を加えながら計画期間内の27年度までに不良債務を解消し、健全経営になるよう一層の努力をしてみたいと思います。経営を安定化させていくためには、医師の確保が最も重要でございます。今後継続的に確保していけるかが収支改善を進めていく上でも大きく影響をいたしますことから、医師確保対策にはなお一層の努力をしてみたいと思っております。

また、一般会計からの財政支援といたしまして、繰り出し基準及び過去の不良債務解消分に加えまして、平成21年度からはさらに特例債の償還分を上乗せした繰り出しを行い、経営の安定化を図ってまいります。一般会計の負担にもご指摘のように限界がありますことから、病院としても収益の最大限の確保と経費の削減などの取り組みをあわせて行っていくことが重要であると考えております。今後も市と病院が一体となって健全経営に向け、努力をしてみたいと考えております。

次に、③のまちの再生についてのア、中心市街地の活性化についてでございますが、赤平駅前広場が完成したことによりましてJRはもとより路線バス、さらに都市間バスも往来することから、交流センターみらいと一体となった当市の交通拠点が整備され、利用者に対する利便性の向上が図られたところでございます。また、赤平小学校跡地に大型店舗がオープンされましたことから、一層車や人の流れも多くなり、こうしたことを大きなきっかけといたしまして、やはり商業者自身が知恵や発想を生かし、消費拡大につなげていくことを大いに期待をいたしているところであります。

一方で、商店数は減少傾向にあります。高齢化率が高い当市にとりまして身近な商店も必要不可欠なことであるというふうに考えております。こうした現状を踏まえ、さらに中心市街地を活性化していく上で景観に配慮した町並み形成も必要であるということから、当市におきましても新築あるいは増改築、外観改修による店舗近代化促進事業を行っているところであります。

そこで、先ほど空き店舗、空き地対策という対策についてでございますが、商業者の考え方を十分に把握した上で、空き店舗や消費ニーズの実態を調査をいたしまして、会議所、商店街など関係機関と連携を図りながら有効活用の可能性について検討してまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

次に、イのスクラムプランの検証についてお答え

申し上げます。スクラムプランにつきましては、公募委員を含む27名の市民の皆様と約9カ月に及ぶ議論を重ねながら策定をいたしました大変貴重なプランであり、現在策定作業を進めております第5次赤平市総合計画の中におきましてもまちづくり再生プランに掲げられている施策の内容をしっかりと盛り込むことを前提といたしまして、市民会議の中でも今議論が行われております。

プランの進捗状況についてということでございますが、地域の活力をはぐくむという項目で16施策中11施策、市民の暮らしを支えるという項目では14施策中8施策、合計30の施策のうち19の施策に取り組んでいる状況であります。20年度におきましては、駅前広場整備事業、さらに基線のさくらロードの整備、またこれからの市立病院のあり方を方向づける、このための市民会議の設置や議論、さらに独居高齢者サポート事業、こうしたことにそれぞれ具体的に取り組んできたところでございます。

ビジネスサイクル研究会についてでございますが、異業種交流による新技術の開発あるいは企業間連携を強化するために大変重要なことであるというふうに考えており、昨年来一部企業さんなどとも相談をさせていただいておりますが、21年度は具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えて、さらに具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

移住定住促進についてであります。平成18年に市職員による赤平市移住定住促進グループを立ち上げまして、赤平市移住定住促進計画を策定したところでありますが、単なるPRだけではやはり移住を期待するのは難しいと、こういう議論もありまして、一定程度のやはり助成制度が必要ではないのかと、こういう内容となっております。こういう意見もございまして、しかし財政問題を抱えた状況の中で具体的な取り組みができなかったというのが実情でございます。しかし、既に団塊の世代が定年を迎えている状況、さらに第5次の赤平市の総合計画もスタートしてまいりますので、再度赤平市移住定住促進計画の確認作業を進め、当市の財政状況を見きわ

めながら22年度からの本格的な取り組み開始を目指してまいりたいと思います。

また、道内市町村をパートナーとする北海道移住促進協議会に加入をしておりますが、平成20年度は医師確保も一つの移住策であるととらえまして、当協議会のホームページを通じて市立病院の体験視察会のPRも2回掲載をしております。移住に関しましては、率直に申し上げて他市町村と比較をしておくれをとっているというのも事実でありまして、財政問題を機に赤平市の名前が全国的に取り上げられている状況もありますので、逆転の発想の中でチャンスとして生かしていくことも必要なのかなというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

次に、ウの定住自立圏構想の進め方についてでございますが、少子高齢化が急速に進行するとともに総人口も同様に減少することが見込まれ、地方圏の将来は極めて厳しいと予想されますことから、国が中心市と周辺市町村が自主的な協定により相互に役割分担を行い連携する定住自立圏構想を推進し、圏域ごとの生活に必要な機能を確保する方策を各府省連携して講ずることとしております。

総務省では、昨年7月に地域力創造本部～定住自立圏構想の推進のために～を設置し、本構想の具体化に取り組むと同時に、先行実施団体を公募した上で西日本を中心に22市の選定を行い、本年1月から取り組みを開始しているほか、本年4月から定住自立圏構想推進要綱が施行となります。ご承知かと思いますが、中心市は人口5万人程度以上、少なくとも4万人以上と位置づけられており、本構想を進めていくには、まず中心市が周辺市町村の意向に配慮しつつ、地域全体をマネジメントし、中心的な役割を果たす中心市宣言を公表した上で具体的な取り組みを示す定住自立圏共生ビジョンを策定し、中心市と周辺市町村が1対1で協定を結ぶこととなります。

当市といたしましては、人口減少が続く現況を踏まえ、自主財源も減少し、行政サービスの維持や市職員の体制面からも将来的課題を抱えており、近隣

市町との連携は不可欠であるというふうに考えているところがございます。そうした意味では、定住自立圏構想も一つの選択肢として、いかに中心市と連携を図るかなど、定住自立圏共生ビジョンに盛り込める内容の可能性について十分検討してまいらなければなりません。

また、定住自立圏構想を推進する際には幾つかの財政支援措置も講じられることとなりますが、決して財政優遇措置にとられることなく、これまで同様、複数市町村間における広域連携あるいは市町村合併も含め、当市の将来あるべき姿についてさまざまな角度から慎重を期して検討してまいりたいと考えております。

次に、エの火まつりについてでございます。歴史と伝統ある火まつりも長年火まつりのメイン会場としてなれ親しんできました旧赤小グラウンドにつきましても、大型店の進出によりまして開催場所の変更という大きな転換期を今迎えております。また、祭りの運営資金の確保も重要な課題でありまして、昨年は財政再生団体化回避ということで市からの補助金を出すことはできませんでしたが、道からの助成をいただき、さらに商工会議所、観光協会など関係団体に大変お世話になり、昨年第37回の火まつりを開催することができました。21年度も引き続き厳しい財政状況となりますが、市からの補助金を200万円計上するほか、道からの助成につきましても要請するなど運営資金の確保に努めてまいりたいと思っております。今後も市からの補助金は継続をしてまいりたいと考えておりますが、その他の資金につきましては企業動向も含め流動的要素が強く、今後いかに運営していくかということも大変大きな課題でございます。

新たな会場についてであります。現在火まつり実行委員会の検討委員会におきまして候補地の協議に当たっておりますが、当然火をメインとするイベントでありますことから、候補地におけるさまざまな課題が浮き彫りになっておりまして、すべてがクリアできる場所については正直言ってなかなか難し

いというのが現状でございます。しかしながら、場所が変わるということで、これまでの伝統を継承しつつ、新たな発想で新たな火まつりをつくり上げていくと、そういうチャンスでもあるというふうに思っております。火まつりが子供たちの将来まで継続をし、火まつりの伝統の継承、そして市民まつりとして市民一人一人にとってかけがえのないお祭りにするため、こうした姿勢を持って開催場所、イベント内容につきまして現在検討を進めているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、オの空知産炭地域総合発展基金の活用について申し上げます。空知産炭地域総合発展基金は、総額95億5,000万円の基金を活用いたしまして、平成18年度から基金の原資を含めた取り崩しが可能となり、公共事業に対する助成としての基盤整備事業、また企業に対する助成といたしましての新産業創造等事業、この2つの種類が設けられまして空知の産炭地5市1町で活用をしているところでございます。

基盤整備事業につきましては、地域の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とされており、助成率は対象経費の4分の3以内で平成23年12月までの時限が定められておりますが、当市におきましては平成20年度までに公営住宅、道路、学校施設、観光施設の整備や医療施設整備事業など13事業に3億5,960万円の助成を受け、明年度、21年度は公営住宅、道路、学校施設整備の3事業に8,030万円の申請を予定し、さらに今後時限となります平成23年度までの間に約4億円の助成を予定いたしております。また、これまでも5市1町といたしまして人口の減少が続き、財政が逼迫している状況から、基金の運用元となる社団法人北海道産炭地域振興センターに対しまして助成率の引き上げを要望しております。昨年来の世界経済の変調によりまして、経済活動の縮小や財政負担の急増を招くことが懸念されるため、つい最近ですが、2月の27日に釧路市を初めとする1市5町と空知5市1町が合同で産炭地域総合発展基金に関する要望といたしまして、基盤整備事業の助成率4分の3を10分の9に引き上げるよう強く要

望しているところでございます。

新産業創造等事業につきましては、地域経済の広域的、内発的、自立的発展に資することを目的に助成率は対象経費の3分の2以内と定められており、当市におきましては20年度までに12事業、5億3,500万円の助成を受け、21年度におきましては1事業、1億2,470万円の助成を予定しており、5市1町において積極的に運用されている状況でございます。今後におきましても限られた基金原資ではありますが、産炭地域の自立発展を目指し、有効かつ効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

最後ですが、④、生活対策についてのイ、緊急雇用対策についてお答え申し上げます。現在未曾有の不況による雇用対策といたしまして、国では平成20年度の2次補正予算で創設され、100%交付金が算入されるふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業臨時特例交付金、また地方交付税で措置されます地域雇用創出推進費の3種類の雇用対策が打ち出されたところでございます。

そこで、まずふるさと雇用再生特別交付金につきましては、市が直接雇用することができず、民間事業者などへ委託する事業のみが対象となっております。また、新規雇用した失業者にかかわる人件費の割合が50%以上であること、さらに地域における継続的な雇用が見込まれる新たな事業であること、こうした条件がございまして、現時点では該当する事業がありませんので、21年度は実施できませんが、22年度以降につきましては活用について十分検討してまいりたいと思います。

次に、今回市が活用いたします緊急雇用創出事業臨時特例交付金についてであります。本市への配分額として21年度から23年度の3カ年で合計866万4,000円のうち、21年度は6割程度の活用ということで515万円、また地方交付税で算入される地域雇用創出推進費では平成21年度から22年度までの2カ年となっておりますが、21年度は5,180万円を予定し、緊急雇用創出事業臨時特例交付金を合わせた合計5,695万円を活用し、事業の選択をしたところでござ

います。

なお、緊急雇用創出事業臨時特例交付金における基本的な選定基準であります。総事業費に占める人件費の割合が7割以上、雇用期間は6カ月未満、そしてハローワークを通さなければならないこととなっております。また、地方交付税に算入されます地域雇用創出推進費につきましては、人件費割合が5割以上で雇用期間は1年未満、また市の直接雇用者においては市民を優先するということが公募を行うこととなっております。以上の基準に基づき緊急雇用創出事業臨時特例交付金で2事業、地域雇用創出推進費で19事業、合わせて21事業について実施することといたしております。事業内容につきましては、草刈りなどの軽作業やささまざまな調査事業、施設の管理業務などとなっております。当市といたしましては、このたびの制度も含め可能な限り雇用創出に努めてまいりたいと考えております。

なお、あわせて市単独での雇用対策ということでございますが、正直言ってなかなか財政が厳しい中で難しいものはございますが、今後国の新たな経済対策も今検討されているようでもありますし、こうした国の動向等を見きわめながら、今後の対応についてまた引き続き検討してまいりたいと思います。

なお、直接関係はないのかもしれませんが、市の職員につきましては21年度4月から消防職員2名、それから特定健診指導ということで保健師1名、新規採用というふうにご決定をしております。また、もう10年以上一般行政職は採用していませんが、できれば1年前倒しをして、21年はちょっとあれですけども、22年度に向けて採用したいものだというふうにご思っておりますので、市としても市の職員も努力して少し若い方を採用したいと、こんなことも検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） いじめ、不登校についてお答えをいたします。

最近の全国的な傾向としてのインターネット、携帯電話に起因する事件については、本市でも生徒指導上重要な課題だというふうに認識をしております。本市の小中学校では、それらにかかわる事件、事故の報告はありません。しかし、発生する可能性というのは十分に考えられる環境であるというふうに認識をしているところであります。したがって、学校における生徒指導、また校長会、教頭会を通じて絶えず注意を喚起をしています。

特に携帯電話の所有率が高学年になるほど高くなっていく傾向があることから、携帯電話は学校における教育活動には直接必要のないものであること、また児童生徒が授業に専念できる環境をつくり、学校での教育活動に支障を生じないようにする必要があるということから、教育委員会としては過日学校への持ち込みは原則禁止を基本とした学校における携帯電話の取り扱いについてということで、市としての基本方針を各小中学校に通知をしております。また、学校外でのトラブルも十分予想されることから、学校における情報モラル教育の取り組みや家庭での使用のルールづくりやフィルタリング機能の利用促進などについてもお願いをしているところであります。

いずれにしましても、パソコンや携帯電話というのは大変便利な道具であるということでもありますけれども、しかし半面使用には絶えず危険性がはらんでいるということでもありますし、まして購入時と購入後にどのように使われているのかということが重要でありますので、学校や関係方面とも連携しながら引き続き指導を強めてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、教職員の研修と資質向上についてですが、教育は人なりと言われるように学校教育に直接携わっている教職員の役割は極めて重要であるということは執行方針でも述べたとおりであります。このため、教職員にとっては研修は欠かすことができないものであると。法令でも、これは教育公務員特例法でもその義務づけがされているところであり

ます。教職員の研修については、5年研あるいは10年研などの義務的研修のほかに生徒指導や道徳を初め各教科、また学校運営研修会など幅広く専門性を高めるための研修の機会が用意されているところであります。さらに、教職員みずからが所属する各種研究団体への加入のほか、研修センターの各種講座、各学校での研究指定を受けた公開研修や自主的な公開研究会というふうなことも開かれていますし、専門性を高めるための取り組みというのは、いろんなところで行われているということでもあります。本市にあつては、赤平市教育研究推進協議会の発足当初より研究指定校制度を取り入れて、毎年小中学校1校ずつの指定公開研修授業研を開催しているほか、各学校では校内授業研究会というのが毎年持たれています。

教職員の研修意欲ということでご質問がありましたが、赤平の教職員、年々その研修に対する意欲についても高まりを見せていますが、何せ市内の学校は小規模であるということから、研修の機会に一定の制約を受けざるを得ないというふうな状況も見られています。いずれにしましても、研修は教職員にとっては専門性を高める上で欠かすことのできないものであるということでもありますから、今後ともさまざまな機会をとらえて参加を促してまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、赤平高校についてであります。21年度の赤平高校の入学志願者、40名のところ21名ということで大変厳しい状況になっています。この要因として考えられるのは、特に市内での中学校の文化、スポーツ活動が非常に目覚ましい実績を上げているということが、そのことをもって卒業生が赤平高校以外の近隣の高校に向かわせているのではないかと、このところが1つでありますし、加えて本年度は中学校卒業生というのが昨年より32名少なかったということも大きな要因となっているのではないかと、このように考えているところでありますが、こうした状況の中で道教委も昨年23年度までの適正配置計画を

発表されましたが、その中には対象になっていない。でも、道教委では毎年この卒業生数の増減だとか進路動向に大きな変動が生じた場合には、単年度ごとに配置計画の見直しをするということでありますから、今年度のこうした状況を受けた21年度の公立高校の適正配置計画は大変厳しい状況が予想されるというふうに考えられます。

しかし、赤平高校は市内の唯一の高等学校でありますから、我々としては絶対になくすことはできないということであります。道教委に対しては、今後存続に向けて粘り強く必要性を訴えていきたいというふうに考えているところでありますが、何よりも赤平高校が中学生に選ばれるような高校になるための努力ということが大事でありますし、さらにまた父母の経済的な負担と、なくなった場合に負担が大きくなるということ。ここしばらくは、赤平の中学校の卒業生の数というのは大体一定であります。減少はないということと、それから市の財政事情から見ても高校存続というのは市にとってもまた死活の問題であるというふうに考えております。特に今後赤平高校存続へ向けての市民の盛り上げを図っていかねばならないというふうに考えていますけれども、新年の早々に中高教育推進委員会で議論をいただきながら、その後それらの議論の動向を踏まえて道教委等への要請行動等、市民の盛り上がりの中にそういった行動も含めて取り組んでいかねばならないというふうに考えているところであります。ご理解をお願いをしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君）〔登壇〕 ありがとうございます。再質問はありませんが、各項目それぞれ予算にかかわるものについては、あさってから予算委員会で担当職員に質問をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序2、議席番号5番、林喜代子さん。

○5番（林喜代子君）〔登壇〕 第1回定例会におきまして、知新会を代表して市政執行方針、教育行政執行方針に関し、質問する機会を与えられましたので、ご答弁よろしくお願いいたします。

まず初めに、市長を初め市職員並びに市民の皆様のご協力により再生団体入りを回避できましたことにお礼を申し上げたいと思います。

また、市政執行方針の中で述べられているまちづくりの主人公は市民であるを原点に、今後市長のまちづくりのあらゆる市政執行に当たって市民に見える形で実現していただきたいと思います。

それでは、本題に入ります。大綱1、市政執行方針について、①、新年度予算の編成について。09年度の国家予算は、一般会計の歳入総額が約88.5兆円と08年度当初予算に比べ5.5兆円ふえ、過去最大規模となったところです。また、税収は約46兆円にとどまり、08年度当初予算より7兆4,510億円落ち込む見込みです。この結果、国債の発行額は08年度当初予算を約8兆円上回る33.3兆円となり、4年ぶりに30兆円の大台を超えることになりました。埋蔵金がなければ、さらに膨らんだことは明らかです。

政府が財政再建に向けた足がかりと位置づけるプライマリーバランスは、赤字幅が22兆円前後へと大幅に悪化し、国と地方を合わせて2011年度に黒字化するという政府の目標は事実上不可能となっております。国と地方を合わせた長期債務の残高も09年末には804兆円に達する見通しです。このように景気が急速に悪化した原因は、1つ目に労働基準法の規制緩和によって非正規労働者を急増させたこと、2つ目は国内の消費をないがしろにして需要を拡大したこと、3つ目は規制緩和と金融の自由化、これら3つの原因だと思いますが、市長はどのような見解を持っているのかお伺いいたします。

また、国民の苦難、中小企業の経営難、国民は社会保障の負担増で、国の予算は抜本的改革のために組んでいるのかということです。02年以降、相次ぐ増税や社会保障の負担増によって、当時に比べれば年間で13兆円の負担増、02年度から09年度までの7

年間の累計で見れば50兆円近い大負担増です。そんな中で2兆円の定額給付金は、私も昨年一般質問において2兆円のお金を別な使い道に活用すべきと反対しました。参議院では、野党がこぞって反対、国民の8割が反対しましたが、法律が通って国民が給付金を受け取る権利が生じたのです。そうであれば手続等も大変でしょうが、速やかに一日も早く給付できるように要望しておきます。

さて、当市の新年度予算編成では総額77億924万円で、前年度より5億8,116万円の減額であります。中身を調べますと、一般財源で市税が9億6,606万円、前年度より4,712万円の減額、さらに地方交付税では38億9,450万円、前年度より9,352万円の減額であります。その他の減額の要因があれば伺いたいと思います。

また、この地方交付税ですが、09年度の最大の特徴は1兆円の増額措置がとられていることです。三位一体改革で地方交付税等を削減してきましたが、自治体、国民の強い運動があって手直しがされたようです。市の財政危機の真ただ中にある当市は、この国の財政措置を住民要求に基づいて有効に活用されることが求められているのではないのでしょうか。予算措置は、ハードな面ばかりでなくソフト事業にも使用できるのではないのでしょうか。例えばほかの自治体でやっているように火災報知機を全戸設置する、またはプレミアムつき商品券の発行、このようなことが交付金で使えないものかどうか、使い方に規制があるのか、また2年限りの措置で2年で使い切らなければならないものかお伺いいたします。

さらに、国に対して三位一体改革の地方への財源削減をやめさせるよう強い運動を進めるよう求めますが、市長の考え方もお伺いいたします。

また、予算配分の中で赤平再生のために第一に選択する課題をどのように配分されたのか、市長の基本的な考え方もあわせてお伺いいたします。

②番目、エルム高原施設についてお伺いいたします。エルム高原施設利用者を見ますと、保養センターの20年度利用者は9万3,631人で前年より3万7,7

27人の減少、また保養センター、ケビン村、家族旅行村、エルム森林公園、オートキャンプ場、すべての施設でも合計12万8,079人で前年より4万842人の減少で大幅な減であります。

市長は、大地に根差したたくましい産業をつくりましようという施策の中で、エルム高原施設の利用者は減少傾向にありますが、徹底したサービスによりリピーターを含む顧客の確保に努め、集客の拡大を図ってまいりますと述べられております。私も年四、五回、芸術の森で開催されるイベントに友人たちと参加しますが、本当に各地からたくさんの方が集まってきております。ただ待っているだけでは人が集まらない、そう思うのであります。当市もキャンプシーズン中には、キャンプに訪れた親子連れが楽しめるイベントを開催するとか、野外ステージを利用して今大変注目されている赤中プラスバンドの演奏会をするとか、自然の中で合唱大会をするとか、きっと同世代の子供たちに親がついて一緒に楽しむにいくと思いますが、集客の拡大にどのようなことを考えているのか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

また、昨年の代表質問において知新会より企画コンペを実施して活性化を図ったらどうかという提案をしましたが、検討されたのかどうかもお伺いしたいと思います。

③番目、市立赤平総合病院について。日ごろは地域の中核医療施設として、また自治体病院としての役割を果たし、頑張っている病院関係者にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、ア、財政健全化法による影響について。国の医療費抑制政策に起因する深刻な医師不足と赤字経営による自治体病院と、地域医療は崩壊寸前の危機に直面しております。全国各地で医師不足による病床の縮小、診療科の閉鎖、病院の再編、統廃合が進んでおり、また経営状況の悪化に伴う経営形態の見直しが行われています。このような状況の中、財政健全化法と公立病院改革ガイドラインが登場し、さらに追い打ちをかけられました。

この財政健全化法の特徴の一つとして、公営企業や出資法人などを含め地方公共団体が関与するすべての会計を連結し、評価の対象とすることが連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計の病院にとっては不良債務に対する対策を厳しくしたものであると思います。病院の赤字は、国の医療政策の影響、病院会計における過大な投資や改革のおくれ、病院への繰り出し不足が要因となっておりますが、健全化法による画一的な統制は赤平市の歴史的、個別的事情や国の政策の影響などについては考慮されていないと思いますが、どのように感じておられるのか市長の見解をお伺いいたします。

さらに、健全化計画における病院経営計画は病床数の現状維持を基本にしています。一般病床数を160床から120床に縮小、診療科も産婦人科と皮膚科を休止、このような結果をどう評価しているのか、答えられる範囲でお聞かせください。

医療とは、私はあまねく万民に仁徳を施すもの、こういうはずだったはずです。こうだったと思っております。ところが、財政健全化法ガイドラインは医療を経済的、効率性という視点のみでとらまえており、その根底には医は算術なりという言葉しかないのではとさえ感じます。医療を経済性のみで語ることは非常に危険ですし、悲しいことです。財政健全化法ガイドラインによって地域の貴重な財産である病院を失わないよう、私たちは地域医療、自治体病院について地域で考え、地域でビジョンをつくり、地域で声を上げ、地域で行動することが必要だと思います。09年度公立病院に対する財政措置は700億円程度の増額です。これは、医療関係者と住民の声が政府を動かしての措置であり、有効に生かすとともに国にさらなる充実、改善措置を求めていくことが必要だと思います。

次に、イ、医師、看護師確保対策について。5日の質問締め切り後、6日に医師、看護師確保対策委員会より平成20年から21年の取り組みが出され、理解いたしましたので、質問を絞ってお伺いいたします。現在医師数12名体制と伺っておりますが、今後

の医師の動向をお聞かせください。

また、初めての土地で環境の違いなどで不安を感じる医師もいると思います。それに加え、医師が減って業務量はふえ、休みは減る一方、仕事がふえても収入アップもない、精神的にも肉体的にもストレスがたまり、医師の不満の声が聞こえてくる現状です。病院内で不協和音が生じれば大変問題であります。病院の現状と方針をしっかりと理解していただき、最大限の努力を望んでおりますが、見解があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、ウ、健康意識の向上について。先日、市立赤平総合病院内で4月1日より病院敷地内での全面禁煙を院内に張り出しをして周知しておりました。喫煙は、健康に悪いと時代の流れに沿った禁煙対策であって、高く評価しているところです。また、たばこ税収も9,000万円あると伺っておりますが、喫煙者の医療費はその3倍かかっているのが現状であります。たばこを売って生活を支えている人やたばこをこよなく愛し、死んでも病気になってもやめられない人もいるでしょうが、そうであればルール、マナーを守っていただきたいと思うのであります。市長も方針の中で、たばこ対策に係る提言書に基づき、地域と連携した禁煙対策事業を展開してまいりますと述べられておりますが、庁舎の対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

また、市民から寄せられている苦情を言わせていただきますが、勤務中の一服を玄関前でするのは大変見苦しい、また会議室等へ入室したときにたばこのおいがするときがあると言われております。4階の喫煙室を使用するよう徹底させていただきたいと思いますが、庁舎の基本的な考え方をお伺いいたします。

④番目、道州制と定住自立圏構想について。道州制は、100年以上続いてきた地方制度の大改革であり、新しい国の形づくりであります。これは、今の都道府県体制のままでは社会、経済の変化に対処していけないことだということで大変重要な問題であります。国から地方への権限移譲、役割分担、国と

地方の財源配分、財政格差の調整などを見直していく必要があります。また、地方にとっても自己責任において財政運営に努めなければならなくなります。容易なことではありません。道州制は、2015年ないし2017年の導入を目指し、来年中にはビジョン懇談会の最終報告をまとめる計画で進められております。

一方、昨年11月の全国町村長大会は「断固反対、合併の強制と道州制」をスローガンに掲げ、山本文男会長のあいさつや特別決議で道州制には断固反対していくとの態度を明確に打ち出し、国に提出したそうです。これは、党派を超えての全国町村長大会の決議ですので、私も興味がありまして、どのような決議なのか、今は便利になりましてインターネットで引っ張ることができまして、それを持ってきたのですけれども、これをちょっと読ませていただきますと、特別決議、第28次地方制度調査会の答申を初め、道州制導入についてのさまざまな検討がなされている。しかし、これまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚からは遊離したものとなっている。

そのような中、地方分権の究極の姿として道州制を唱えても、依然として進まない現在の分権論議を見れば、その実現性が乏しいのは明白である。仮に道州制が導入されても地域間の格差が解消されるとは到底言いがたく、むしろ新たな中央集権体制を生み出すことになりかねず、道州政府と住民との距離も一段と高いものとなる。道州と基礎自治体という二重構造を想定し、地域の実態を顧みることなく、単なる数合わせで一律につくられた基礎自治体は真の自治の担い手とはなり得ない。人口が一定規模以上でなければ、基礎自治体足り得ないとする考えは現存する町村と多様な自治のあり方を否定するものであり、決して看過できない。

これまで農山漁村は、これはきっと農業、山は林業だと思っておりますけれども、そして漁業ですね。農山漁村は、我が国にとって重要な役割を果たしてきた。道州制の導入により、さらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退の一途を

たどり、ひいては国の崩壊につながっていく。どの地域においても国民一人一人が安心して暮らすことのできる国土の多様な姿に見合った多彩な基礎自治体の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。よって、我々は強制合併につながる道州制には断固反対していく。平成20年11月26日、全国町村長大会、こういった特別決議であります。

本文に戻ります。また、この道州制の導入についてのアンケート調査でも地方の温度差が目立ち、道民の不安が浮き彫りになっております。また、道州制のもとでの基礎自治体づくりにつながりかねないのが定住自立圏構想です。少子高齢化による過疎化が進む一方、現在の市町村でフルの行政サービスを実施する財政はないとして、5万人以上の市を中心市として行政と民間の財源を集中投資して必要な機能整備を進め、周辺市町村はそれを利用する契約を結ぶなどとするものです。

この構想は、地方分権の推進に関する決議に照らすと反するのではないかと私は思うのであります。といいますのは、平成5年6月14日、第126回国会での参議院本会議で地方分権の推進に関する決議が全会一致で議決されております。その本会議の決議文があるのですけれども、それを読みますと、地方分権の推進に関する決議、今日さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民がひとしくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。このような国民の期待にこたえ、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等、地方公共団体の自主性、自立性の強化を図り、21世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定を初め、抜本的な施策を総力挙げて断行していくべきである。

右決議すると、こういった文書であります。

本文に戻ります。5万人程度以上の中心市に周辺の町村を加えると、圏内人口はざっと10万人から十数万人程度になります。これが全国に広がるとすれば、現行の10万人以上の都市と定住自立圏の合計数は700から1,000の間におさまります。国が道州制のもとで当面目指している基礎自治体の数と全く重なるわけでありませぬ。総務省は、中心市には4,000万円、周辺町村には1,000万円の特別交付税を増額するなど、各種の財政的優遇措置を準備しつつあるようです。平成の大合併の始まりのときを思い出します。これらを見据えて、地域の将来を長い目で見たまちづくりを進める見地が求められていると同時に、北海道の将来展望が開かれるものでなければならぬと私は思いますが、市長の道州制、定住自立圏構想に対する見解をお伺いいたします。

大綱2、教育行政執行方針について、①、児童の学力、体力低下について、②、特別支援教育についてを一括してお伺いいたします。まず初めに、毎年非常にすばらしい教育方針となっております。子供たちが教育という営みを通じてどのように成長し、発達するかは、21世紀の未来を左右する大きな問題であります。子供たちの明るい未来を開くことは、私たち大人の責任です。その責任を感じながら質問していきたいと思ひます。

方針の第1に「ひとりひとりの子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「逞しい体力」を育む学校教育の充実に努めます」と述べられております。

そこで、学力、体力についてですが、全国一斉学力テストというのは、かつて1961年から64年にかけて実施され、競争教育をひどくすると、学校の序列化が進むなどの多くの弊害があり、また国民の反対が広がり中止になっていたのですが、これを40年ぶりに復活させたのです。平成19年4月、全国学力テストを実施、北海道地区は44位と46位で下のほうに位置しております。また、文部科学省は平成21年1月21日、小学5年生と中学2年生を対象に初の全国体力テストの結果を公表しました。都道府県別の合

計点平均で同じ中学2年生の女子が最も差が開き、平均点の最高は千葉の52.9点、最低は北海道の43.4点で9.5点の差があったそうです。道内は、いずれも全国平均を下回り、小学5年生は男子45位、同女子は39位、中学2年生の男子は43位、同女子は47位と下の位置にとどまりました。このような児童の学力、体力低下をどのように分析されて、また改善策はあるのかどうかお伺いいたします。

また、このような結果を踏まえ、先月福田前総理の教育再生担当補佐官を務めていた参議院の女性議員があるパーティーの席上で、北教組が悪さをしているせいで北海道の子供の成績が下のほうだと発言し、子供たちがかわいそうだと述べたと報道されました。このような発言に教育長は、どのような見解をお持ちか伺いたいと思ひます。

私は、子供たちへの試験一般に反対するものではありませんが、試験を行うことは、それが適切に行われるならば、教師にとってはみずからの教育がどれだけ子供たちに届いているか、自己反省の機会となるでしょうし、子供たちにとっては自分の理解がどこまで進んだかを知る機会になり、励みにもなると思ひます。問題は、全国一斉にすべての子供たちを対象にしたテストを行い、順位をつけることにあります。そのようなテストがどうして必要なのか。子供たちを競争に追い立てているのではないかと思ひます。私は、子供たちを追い立てることで学力は育たないと思ひますし、わかることの喜びや満足感、頑張ろうとする意欲を育ててやるのが教育ではないかと思ひますが、教育長の見解をお伺いいたします。

また、特別支援教育についてですが、このコーディネーターの配置によって具体的にどのような効果があったのかをあわせてお伺いしたいと思ひます。

1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 暫時休憩いたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

高尾市長。

○市長（高尾弘明君） 私の市政執行方針につきまして、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず最初に、①の新年度予算の編成についてでございますが、冒頭景気後退の要因について市長の考え方というか、そういうことのお尋ねでございますが、先ほど林議員から何点かのご指摘ございましたが、認識といたしましては私もほぼ同様というふうを考えているところでございます。

そこで、前者にも申し上げましたが、市内企業では現段階で大きな雇用変化の動きはないわけですが、しかし時間調整等も行っている動きもございまして、今後こうした厳しさがさらに厳しくなっていくということが懸念されますので、今後の経済情勢並びに国、道の動向を十分注視をしつつ、迅速な対応に努めてまいらなければならないというふうを考えているところでございます。

さて、当市におきます平成21年度の会計予算につきましては、前年度に引き続きまして健全化計画の改訂版を基本といたしまして予算編成を行ったところでございますが、特に一般会計におきましては予算総額が対前年度比約5億8,000万円と大幅な減少となっておりますが、その主な要因といたしましてはご承知のように花卉公社の民間譲渡により運転資金の貸付金5億2,500万円がなくなったということが大きな要因でございます。

なお、公的資金借換債を除いた実質的な予算総額といたしましては、対前年度比約4億5,000万円の減となったところでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり連結実質赤字比率によります平成20年度決算での財政再生団体入りは確実に回避できる見通しではありますが、現段階といたしましては早期健全化基準に位置するものと見込まれますことから、平成21年度決算でこの基準を下回ることを最大の目標に予算編成を行ったところでございます。

21年度予算の特徴的な点といたしましては、国は

生活防衛のための緊急対策として地方交付税を1兆円増額し、当市におきましても普通交付税の地域雇用創出推進費として5,200万円の算入が見込まれますことから、今日の厳しい雇用情勢に対応するため緊急雇用創出事業費を新設いたしまして、直接または委託による新規雇用48名を見込むとともに、あわせて公共事業の一部前倒しを行うことにより雇用の場の確保に最大限努めたところでございます。

なお、緊急雇用創出事業につきましては、一部を除き基本的には公募となりますことから4月の広報、さらに市のホームページ等によりまして周知を図ってまいります。募集枠に満たないという場合につきましては翌年度に繰り越すなどいたしまして引き続き検討してまいりたいというふう考えております。

さらに、国の第2次補正予算関連事業といたしまして、医師住宅の環境整備事業を20年度からの繰り越し事業として実施いたしますことから、平成21年度の普通建設事業費はこれらの事業を含め実質対前年度比約3億2,000万円の増、率にして134.5%の大幅な伸びとなったところでございます。

以上のとおり、緊急的な経済対策に留意した予算編成を行ったところでありますが、今後におきましても先ほど申し上げましたとおり市内企業の経営状況の把握に努めますとともに、引き続き適切な対策を検討してまいりたいと思っております。

このほか、国は地方交付税1兆円の増額の一環といたしまして、平成21年度以降病院事業にかかわる地方交付税措置の改正を行うこととしており、当市におきましても普通交付税におきます病床割単価、また特別交付税における小児医療病床単価の引き上げなどが見込まれますことから、病院事業に対する繰出金につきましては特例債の償還金を除きまして約3,300万円の増額となっております。

また、冒頭申し上げましたとおり平成21年度予算は連結実質赤字比率で早期健全化基準の20%を下回ることを最大の目標としておりますことから、予算編成上の大きな柱として職員給与の20%削減にご理

解を賜ったところであります。このように平成21年度は、依然として厳しい財政状況ではありますが、厳しいながらも今回取り組ませていただいた予算を着実に執行していくことが緊急的な経済対策として効果があるものと考えているところでございます。

また、地方交付税を初め、地方財源の削減に対する取り組み姿勢とのご質問でございますが、これまでも全国市長会などを通じまして国に対し、さまざまな要望を行っているところでありますが、特に地方交付税に関しましては社会保障関係分野にかかわる財政需要の増大など、都市自治体の実態を的確に反映し、地方財政計画の歳出規模を拡大した上で地方交付税総額を復元、増額し、財源保障、財源調整の両機能を強化するなど要望を行ってきた結果、21年度から公立病院に対する財政支援措置や地域雇用創出推進費など国の支援が見込まれる状況となりました。今後におきましても地方自治体が抱える緊急経済問題を初め、財政問題、社会保障問題など多くの課題に対して引き続き全国市長会等を通じまして要望してまいりたいと思います。ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、②のエルム高原施設についてでございますが、エルム高原施設につきましては家族旅行村を中心として温泉や貸しコテージのケビン村、さらにオートキャンプ場など多彩な施設が隣接しており、総合的なアウトドアが楽しめる施設として市民の皆さんはもとより、道内外から多くの方に利用されている当市最大の観光資源でございます。しかしながら、各施設とも入り込み数は年々減少傾向にありますことから、赤平振興公社におきましては、特にケビン村につきましては連泊した際の割引や市町村職員共済組合の指定保養所としての登録、またことし1月13日から3月18日まで主に平日2泊以上の湯治割引など集客に向けた取り組みを実施しております。また、オートキャンプ場につきましても平日に限り30%の割引といったキャンペーンも行っており、さらに老人クラブや町内会、企業など市内各団体に対し営業も行っておりまして、利用増に向けた取り組みを

施した結果、少しずつではありますが、効果があらわれているものと考えております。

しかしながら、昨年来の未曾有の危機と言われている景気の低迷などから、今後とも大変厳しい状況が続くと予想いたしますが、一方では市民の皆さんが安心して利用できる保養施設としての使命もありますことから、当市といたしましても赤平振興公社とともに今まで以上のイベントなどの企画やアイデアを検討しながら、エルム高原施設の運営が市民の皆さんの目から見ても変わったと言えるよう精いっぱい努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、③の市立病院についてのア、財政健全化法による影響についてでございますが、国の財政健全化法の施行により、自治体のすべての会計による連結決算等により自治体の財政状況が評価されることとなりましたが、特に病院につきましては経営の健全化が強く求められるということで、正直言って私は本当に厳しいものというのは率直に感じているところでございます。

こうした中、市立病院におきましては病床数の削減や外来診療科の休止など、病院規模の見直しを行いながら収支均衡を図るべく努力を続けておりますが、ご承知のように常勤医師の退職、また都市部と地方の医師の偏在、自治体病院として担っていかなければならない救急等の不採算医療の問題など課題は山積みの状況であり、特に医師の偏在は深刻でございます。医育大学の定員増、地方勤務の補助金制度など国の施策も少しずつ進んではきておりますが、地方、特に当市のような過疎地においては診療報酬の過疎地域に対する手厚い差別化や不採算医療に対する早急な支援等が必要でないかと考えておりますことから、今後におきましても全国市長会等さまざまな場におきまして要望の発信をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、イの医師、看護師確保対策についてでございますが、医師の確保対策につきましては、ご承知のように現在医師、看護師確保対策委員会を中心と

いたしまして病院と市長部局一丸となって取り組んでおり、また昨年より民間の医師あっせん会社の活用、医師体験視察会の実施などを積極的に行っており、さらには全国的にさまざまな形で赤平市が報道され、その中で医師確保対策についても取り上げられてきております。こうしたことがいい面だと思いますが、実を結びまして、本年1月より整形外科医師1名が決まり、4月には内科医師が1名、5月からさらに内科医師1名の着任が予定をされておまして、3月で退職をされる医師もおりますが、21年度は常勤医師10名、研修医4名の体制になる予定となり、市民の皆さんからの要望も強く懸案でありました内科の午後外来も再開できる予定でございます。医師の確保により収益の増、患者数の増と直結いたしますことから、今後も医師確保に最大限の努力を図ってまいり、現在の常勤医師が定着して勤務できるような環境づくりも重要でありますことから、十分意思の疎通を図り、気持ちよく勤務できる環境整備に努力をしなければならないと考えているところでございます。

なお、住環境整備につきましては、平成20年度の2棟8戸の全面改修に引き続き平成21年度は1棟6戸の新築を行ってまいりたいと思います。

なお、医師、看護師の確保につきましては、現状組織の見直し等により現員数で業務対応しておりますが、医師の確保状況により患者数の増加にあわせ採用していく必要がありますが、今後経営の安定化が図られるめどが立った時期には、組織の活性化を図る意味からも適切な人員数を採用していく必要があるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

次に、ウの健康意識の向上についてでございます。たばこの問題であります。ご質問の庁舎での喫煙場所についてでございますが、官公庁施設は健康増進法によりまして受動喫煙を防止するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうに定められておりますことから、これに基づき管理運用を行い、流煙、流れ出る煙の関係から1カ所、最上

階の4階、サンルームを喫煙場所に指定をし、さらに昨年においなど逆流しないよう、この喫煙場所の出入りにドア、これを設置するなど工夫をさせていただいているところでございます。しかしながら、ご指摘のようにコミュニティセンターの入り口付近での喫煙は大変目立つことでありますし、また会議室等での喫煙はさまざまな方がご利用になる施設でありますことから、不快感を与え、ご迷惑となりますので、庁内に喫煙場所の案内表示をするなど改めて喫煙場所の徹底をさせていただきたいと思ひます。

また、職員の喫煙につきましては、みずからの健康問題として、たばこの吸い過ぎには十分気をつけなければならないことはもちろん、執務に影響のないよう喫煙場所を利用するなど、その喫煙マナーについても十分徹底をさせていただきたいと思ひます。

なお、敷地内禁煙につきましては市立病院が本年4月1日より実施する予定であります。庁舎を初め他の施設につきましては、健康づくり推進協議会のたばこ対策にかかわる提言書をもとに、今後他の自治体の実施の状況や市民の方々を含めた喫煙場所の利用状況を見きわめつつ、また市民の方々のご意見を伺うなどして検討してまいりたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、④の道州制、定住自立圏構想についてお答えを申し上げます。道州制につきましては、新しい自治の形を実現することによって、これまでの中央集権型社会とは全く異なる仕組みを生み出そうとするものであります。道州制により全国的な東京一極集中の緩和や北海道という札幌一極集中を緩和し、決定権限や財源を国から落とすことによって地域の独自性を発揮すること、さらに住民に身近なところに決定権限などを移すことによって住民の皆さんの声が行政に反映されやすくなるというものでございます。特に北海道においては、既に地理的条件として道州制に適していると考えられ、先行的に取り組まれている状況でございます。こうした道州制の考え方そのものは決して否定するものではなく、将来

における新しい自治の形づくりとしては大切なことであるというふうに考えております。先ほど全国町村会の道州制の反対決議のご披露いただきましたが、私は道州制は国と都道府県との関係だけではなく、やはり基礎自治体となる市町村が現実的に今後どのような役割や機能を果たせるのかといった大きな課題は残っているのではないのかなというふうに思っているところでございます。

次に、定住自立圏構想についてであります。前者の議員のご質問の中でお答えさせていただいておりますが、本年4月から定住自立圏構想推進要綱が施行となってまいります。本構想を推進することは中心市となる要件を満たす自治体が中心市宣言を公表した上で、具体的な取り組みを示す定住自立圏共生ビジョンを策定していただかなければならないということでございます。当然のことながら、そのビジョンの策定に当たりましては、将来的に中心市と周辺市町村が1対1で協定を結ぶこととなります。したがって、一方的にビジョンを策定することはできませんので、本市としての考え方を整理した上で中心市との協議に入らなければなりません。

本市といたしましても人口減少が続く現況を踏まえ、行政サービスの維持や市職員の体制面からも将来的課題を抱えておりますので、定住自立圏構想も一つの選択肢として、定住自立圏共生ビジョンに盛り込める内容の可能性について検討してまいらなければなりません。これも前者の質問で申し上げましたとおり決して財政支援措置にとらわれることなく、これまで同様、複数市町村間における広域連携あるいは市町村合併も含め、本市の将来あるべき姿について議会を初め市民の皆さんからもご意見をいただきながら、さまざまな角度から慎重を期して検討してまいらなければならぬと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） まず、1点目、児童の学力、体力の低下についてであります。お答えいた

します。

学力・学習状況調査についてでありますけれども、19年度、20年度ともに北海道は結果としては下位に位置していると。また、本市にあつては全国、全道状況に比べて総体的に低いという傾向にあります。結果の分析でありますけれども、特に学習状況調査についてなのですが、家庭での生活習慣、とりわけ家庭学習の時間がかかり落ち込んでいるということが判明いたしました。家庭学習というのは、まさに知識、技能の定着を図る上で大きなウエートがあるというふうに考えていますが、今後家庭学習の習慣化に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えています。いずれにしましても、本市にあつては調査結果に基づいて市としての学校改善プランを作成いたしました。それを各学校に示しながら、各学校においては独自の学校の分析をもとに市の改善プランとあわせて学校としての独自の学校改善プランを作成して、それに基づいて研修等の対応、さらに授業実践等に生かしているという状況であります。

また、体力、運動能力、運動習慣等の調査についてですが、昨年初めて行われました。この結果についても議員ご指摘のように、全国に比べて北海道は下位に位置しているということでもあります。この調査には、本市は参加していません。全道的には5割というふうな状況……1回目ですね。いろいろ隘路があつて参加していませんが、子供たちの体力の低下という部分については、本市にあつても低下傾向というのは十分に予想されるというふうに思います。したがって、今後さまざまな機会を通して適正な体力が維持ができるように対応してまいりたいというふうに考えています。

いずれにしましても、議員ご指摘のとおりこれらの調査は競争を目的とするものではないと。児童生徒の学力、体力の状況を把握することによって適正な教育環境をつくるということが目的に実施されていきますので、結果の公表等については十分に配慮しなければならないというふうに考えていますし、教育というのは議員ご指摘のように、競争を目的とし

た教育からは好ましい結果は生じないということは言うまでもないことであって、ご理解を賜りたいというふうをお願いをします。

また、新聞報道にありました北教組のせいで成績が悪いということの国会議員の発言についてでありますけれども、私どもとしては北海道教職員組合の存在というのは十分に認識をしているところであります。しかし、その活動が子供の学校生活に悪影響を与えているということについては私は考えてはいませんが、本市では全教職員が児童生徒の健やかな成長を願って、そして教職員の資質向上を目的に赤平市教育研究推進協議会というのを新たに立ち上げています。この協議会は全教職員、教育関係、教育委員会も含めて参加していますけれども、子供たちを中心に据えて信頼される赤平の教育をつくるということを目的にこの活動をしていますし、授業研究、それから公開研、また部会によって指導方法だとか教材研究というふうなことも常時行われているということでありまして、一方地域のイベント、植花運動だとか市民おどりだとか文化祭だとかに積極的に参加するということの中心的な役割を果たしているのもこの組織であります。したがって、初めに申し上げましたように国会議員の言う組合の存在が学力低下の大きな原因だという指摘については全く当てはまらないものではないかと。赤平の教育というのは、常に子供を中心に据えて教育を考えるということを基本としていますし、校長、そして教頭、さらに教職員、すべての教職員にこのことは徹底しています。今後とも赤平の教育にご理解とご支援をお願いをしたいというふうに思います。

次に、特別支援教育についてでありますけれども、特別支援教育については19年度からスタートしています。障害のある子供ばかりでなくて、発達障害の配慮の必要な子供たちを含めた支援を目的にしているものであります。その中で各学校の教職員の中からコーディネーターの配置を行っているところですが、それにより配慮を必要とする児童生徒について、コーディネーターを中心に指導の方法について

校内委員会の中で協議していくというシステムが築かれております。この結果、従来ですと担任並びに管理職のみで対応しがちであったこの種の問題について、特別支援教育の校内組織を使った学校全体で対応するというシステムが可能となっていますし、教職員全体でこの問題の意識を共有するという体制がつくられていますので、より解決が迅速になったと、早くなったということ、そういう認識をしているところでありますので、ぜひご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 林喜代子さん。

○5番（林喜代子君）〔登壇〕 ただいま答弁ありがとうございました。細かい質問については、予算委員会が始まりますので、その中で聞いていきたいと思っております。

以上で知新会を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 質問順序3、議席番号2番、若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づきまして、民主クラブを代表し、質問を行いますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

大綱1、市政執行方針について、以下前者と質問や答弁が重複することもあると思っておりますので、よろしく願いいたします。その①、市財政健全化への見通しについて、ア、財政再生団体回避と21年度予算についてであります。市長を初め参与席の皆様、各職員の皆様にはこの1年間、財政再生団体入り回避のために並々ならぬ努力とたゆまざる取り組みをされてまいりましたことに改めて敬意を表する次第であります。本当にご苦労さまでした。

先日の議会初日におきまして、市長から財政再生団体入りは間違いなく回避することができるとの報告がございました。市民全体が改めてほっとした瞬間ではなかったかと思われま。平成20年度の財政運営においては、赤平市財政健全化計画改訂版が示す連結実質赤字比率39.22%を目標として取り組ま

れ、聖域なき歳出削減に多くの市民は戸惑い、不安と不満がもたらされました。しかし、再生団体に落ちるとどのような結果になるかは新聞やテレビ等の報道、また住民懇談会の説明等により理解が得られていたことと思われまますので、市民にとっては本当に我慢の1年間であったことと思います。

行財政改革のさまざまな取り組みに加え、旧小学校跡地の売却や花卉園芸振興公社の譲渡益などにより財政健全化計画は大きく改善され、結果として平成20年度の連結赤字比率は22.45%まで圧縮することができたものと思われまます。例年年度末の3月末までに特別交付税の交付があると思われまますし、昨年に続く暖冬により除雪経費が浮くなどの要素も残されており、連結赤字比率はさらに圧縮、改善され、早期健全化団体指定ではなく正常な健全化団体への移行も考えられるのではないのでしょうか。可能性についてお尋ねいたします。

平成21年度の予算を見るときに、当初予算総額は77億924万円となっており、主要一般財源のうち地方交付税は38億9,450万円が財源構成比率の50.5%を占め、自主財源である市税は9億6,606万円であり、地方交付税の4分の1しかないということはいかに本市が自主財源に乏しいかがよくわかります。歳入において、市税で目立つのは個人市民税が前年度比で9.9%も落ち込み、市たばこ税もマイナス5.4%とそれに続いております。また、国庫支出金は6.7%増、市債は38.2%増となっており、21年度予算執行のための有効的財源となっております。

一方、歳出においては労働費が6,036万円、対前年比11.31倍で雇用対策として伸び率が突出しており、商工費はマイナス83.6%と大幅に圧縮され、公債費についても公的資金借換債を除き9億5,940万円、5.3%減で前年度よりも抑制されていることがよくわかります。また、職員給与費の伸び率18.9%については、給与費の一部還元ということで理解することができます。少なくなった人数で日夜努力している職員のために、早く残りの分も還元させてあげたいものと思っているところでございます。予備

費に至っては、平成20年度は100万円でありましたが、21年度予算が1億3,971万円ということは、前年度予算ではいかに金庫が空っぽとなり、市財政が危機に瀕していたかを物語っていることでもあります。

また、21年度予算には財政比率が改善され、わずかではあります、余裕が出てきたことを感じ取ることができます。しかし、特別会計の累積赤字、不良債務解消対策としての病院事業会計繰出金が7億3,260万円、国民健康保険特別会計繰出金3億5,407万円となっており、双方に一般会計から1億5,000万円ずつ繰り入れをしなければならないことには考えさせられるものがあります。ここ数年間、予算規模が縮小されてきましたが、特にこの2年間の厳しい財政改革により一気に本市の身の丈に合った予算規模に近づいているのではと私なりに思っているところでございます。

本市は、4月から早期健全化団体に位置づけられていることが想定されますが、このたびの平成21年度予算は確実に健全化団体移行のステップになるものと確信しております。健全化団体移行への今後の財政的見通しについて、また平成21年度予算の作成に当たってはどこに力点を置いた編成となっているかもお尋ねいたします。

②、市立赤平総合病院の存続について、ア、病院経営の見通しについてであります。市立赤平総合病院経営の立て直しに日夜努力されております病院長を初めとする医師及び関係職員の皆様にまずもって敬意を表するところでございます。この1年間、必死の思いで病院の立て直しにご尽力されたことと思っております。本当にご苦労さまです。

国民全体が高齢化していく中で医療問題、特に医師不足は深刻であり、厚生労働省は世論に押され医師確保対策に本腰を入れ始めましたが、その成果が出るのは8年から10年先でありますし、都会と地方の医療格差は当分解消されないことと思われまます。このことから、地方自治体病院の経営状況はどこも厳しさが続き、一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ないわけで、住民は多額な税負担を強いられて

いるところでございます。

平成20年度の市立赤平総合病院の経営状況は3,474万4,000円の黒字になっております。しかし、これは一般会計から1億5,000万円の繰り入れがなされたからであり、病院本来の実力ではないわけであり、21年度の予算においては、22年3月末見込みで2億2,173万4,000円となっております。院長を初め、病院スタッフの努力により少しずつ改善の方向に向かっていることと思いますが、本当にこのような結果が出せるのか疑問がわいてきます。それは、今までも病院経営の安定化を図るべく改革は厳しく行われてきましたので、もう既にあらゆる無駄は排除され、これ以上の改革は無理だと思われるからであります。医師の確保、特に常勤医の確保が難しい現状の中、医業収益を入院、外来ともに目標が達成できるかが疑問であります。

医師不足の中、常勤医の退職に合わせて患者は移動します。重度患者の多くはセンター病院で入院し、診療報酬のうまみは当院に余りないものと考えられるわけでございます。当面はやむを得ないとしてもいつまでも繰り入れによる黒字というのはいかなるものでしょうか。ますます人口が減少していく当市にとって、総合病院としての存続は真剣に論議しなければならないときに来ているような気がいたします。

私は、今までも市民の要望に沿って病院問題を論議してまいりました。しかし、市民の生命を預かる病院であっても自治体財政を下敷きにするわけにはいかないと思っております。21年度予算総額の約10%、1割が累積赤字、不良債務の解消対策に費やされるわけで、国からの交付金も含まれているとはいいながらも、いつまでこのようなことが続くのでしょうか。将来にわたっての人口確保対策も未定であります。市立病院の存続は、本当に大切なことだと感じておりますが、経営努力により維持することと並行して今市民全体に問いかける時期に来ているのかとも思われます。緊急医療体制の充実や広域連携も視野に入れた検討はしていることと思っておりますが、早急に進

行させることも必要ではないでしょうか。

私は、チェック機関の一人として病院経営問題をこれからも厳しく見詰め、市財政健全化との整合性を見きわめていきたいと思っております。平成20年度は、財政再生団体回避に向け正念場の年でありました。21年度は、市立病院再生の正念場の年であります。平成21年度の病院経営のあり方と健全化の見通しについて、また今後の存続問題をも含めた取り組みへの考え方があればお尋ねしたいと思います。

イ、医師、看護師確保の見通しについてであります。病院の健全経営の柱は、医師、看護師の確保であります。市立病院には医師、看護師確保対策委員会が設置され、リクルート大使の委嘱、派遣、手づくりによるパンフレットの作成、配布、住環境の整備等、いろいろな取り組みにより医師確保対策は進められておりますが、その努力にまず敬意を表するところであります。

対策委員会も1年が経過し、その活動報告と先月2月16日に実施されました勤務医アンケートについて読ませていただきました。集計の中からは、1、勤務医が昨年よりもさらに疲弊している、2、指導医の減少により研修医の指導に支障が出ている、3、市の医師確保対策への不満などが指摘されており、私たちが日常わからない勤務医の皆さんの苦労や考え方、思いが伝わってきたところであります。特筆すべきは、勤務医の方々が医療業務以外でも疲れているということでもあります。医師不足の中で日常的に疲れており、医療業務だけに専念させてほしいということではないでしょうか。労働条件や環境問題、不満等についていろいろ指摘されておりますが、これらの指摘にどうこたえ、どこまで待遇改善されるかによって勤務医の定着や確保等が変わってくるかと思われまます。このアンケート結果をどのような形で活用し、待遇改善していくのか、予算も関係してまいりますので、考え方についてお尋ねいたします。

また、市立病院の対応は研修医の皆様と比較的評判がよいようですので、定着率が高まればと期待し

ているところでありますが、これから先の医師、看護師確保の見通しについてお尋ねいたします。

③、雇用対策についてであります。ア、緊急雇用対策と今後への財政支援について。アメリカに端を発した世界的金融恐慌の中で日本の経済界、産業界は大きな打撃を受け、今日本じゅうが未曾有の不況に見舞われております。大企業、中小企業を問わず、経営破綻や生産規模の縮小が相次ぎ、正規雇用者、非正規雇用者を問わず、すべてが解雇対象となり、職場を追われた労働者は路頭に迷うなど大きな社会問題と化しております。国や道も緊急支援策、雇用対策を打ち出しておりますが、まだまだ不十分であり、経営者側にも労働者側にも追加支援が待たれるところであります。ことしの春闘では、連合も賃上げと雇用の確保を上げて臨みましたが、雇用の確保を最重点とした闘いに変更せざるを得ない状況にあるわけでありまして。これらの不況は、雇用事情の悪い当市においてさらに追い打ちをかけるかのような時代となり、市民生活の基盤を脅かすことになりました。

このたび当市に緊急雇用対策費として5,695万円が交付され、当市としては21項目の緊急雇用創出事業を行うこととなりましたが、特に中小企業対策として公共建設事業の一部前倒しを初め、48名の新規雇用対策を講じるほかに各種融資制度の紹介や相談に応じるなど、可能な限り最大限の企業対策と生活確保対策が講じられたわけでありまして、これらの内容については私も評価するところであります。しかし、このたびの不況は長期化することが予測されますので、もう少し先を見通した雇用対策も必要になってくると思います。当面の緊急雇用対策は最大2年までとなっており、来年度も同額予算での交付が見込まれているようではありますが、その後の国や道の雇用対策の見通しはいかがなものでしょうか。再び職を失った市民は、また路頭に迷うことになりはしないかと心配されます。

当市の財政状況は、少しずつ好転してきており、早く黄色信号から抜け出すことが最大の課題になっ

ておりますが、私はそのことが1年遅くなくてもよいから、許す限りの予算をもって雇用対策に充てるべきであると思っております。市民の生活基盤の確保を第一と考えたときに、国や道からの支援策だけではなく、自費、自前による雇用対策も必要ではないでしょうか。生活保護予備軍がふえつつある現実を見据えたときに、一考を要することと思います。緊急雇用対策については理解いたしますが、それから先の雇用対策、自費による雇用対策についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

④、福祉問題について、ア、独居老人と孤独死対策についてであります。当市の人口が平成21年1月末現在1万3,367人、世帯数7,010世帯ありますが、その中で独居老人と言われる独居高齢者が約1,600人いるとのことでございます。その中で、人知れず亡くなられる孤独死が年々ふえているような感じがいたします。

厚生労働省は今年2月、2009年度に創設する安心生活創造事業の概要を示し、全国50市町村を地域福祉推進市町村に指定し、ひとり暮らし高齢者らの見守りや買い物支援をすることになりました。国も高齢者対策の一部であります独居老人対策に本腰を入れて取り組むことになったわけでありまして。

市政執行方針の中で、市民サポーターや民生委員、関係機関などと連携を図り、独居高齢者サポート事業による地域のネットワーク体制、サポート体制の強化に努めるとともに、独居高齢者見守り台帳の活用について述べられておりますが、この台帳をどのようにして作成し、どのような活用をするのか、また個人のプライバシー保護の面からも検討されていると思いますので、考え方についてお尋ねいたします。

高齢化社会の中において孤独死がふえつつあることは痛ましいことであり、どこの自治体においても大きな課題の一つだと思います。地域においても自主的に独居老人対策が進められている町内もあり、特に高齢化が進み、孤独死が多く見られる町内では独自に家族台帳をつくらうとしている機運も見受け

られます。万が一の連絡先の把握が必要とのことであります。かつては、交番のお巡りさんが町内会と連携を密にし、町内の方々にも気軽に声をかけてくれ、お年寄りの安否も気遣ってくれました。人口減とともに交番も減り、警察の方も少なくなりました。行政においても宅配の業者等と連携をとりながら、お年寄りの安否に声かけをしてもらうなどの協力依頼をしていた時期もありました。現在行政が取り組んでいるネットワーク体制、サポート体制の強化は町内会の協力なしでは考えられないと思われますので、独居高齢者見守り台帳との連携を図り、効果的な活用、運用はいかがなものでしょうか。もちろんプライバシー保護の難しさはあると思います。町内会との連携について考え方があれば、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

また、独居老人に閉じこもりの防止対策が必要なことであります。市のイベントや町内会、老人クラブの行事に参加してくる人は限られてまいります。知人、友人が少ないと誘い合うことも限られてくると思われますし、隣組とのつながりも少ないと横の連携はとれず、結局は孤独死につながってまいります。総合的な高齢者対策が講じられているようですが、閉じこもりの防止と対応、これへの考え方と施策についてお尋ねいたします。

イ、障害者福祉対策について。障害者自立支援法が施行されて以来、全国各障害者団体からさまざまな苦情が寄せられ、厚生労働省の委員会を経て少しずつ法改正の準備がなされております。最近、2月の12日ということですが、政府与党の障害者自立支援法に関するプロジェクトチームがまとめた介護保険の抜本見直しの基本方針として、介護保険との整合性を考慮した仕組みを解消し、障害者福祉の原点に立ち返り、自立支援法により障害者の自立生活に必要な十分なサービスが提供されるという考え方に立って、給付のあり方を抜本的に見直すと明文化されたところであります。この考え方から、現行の利用者負担は法改正されることと思われま

この一例のように、自立支援法は今後全般にわた

り障害者福祉の原点に立ち返った考え方にて少しずつ見直しされることと思われま

す。現段階では、自立支援法では軽度の身体障害者、知的障害者は社会に出て労働も含めて地域で自立しなさいと、そのための支援はいたしますということになっております。現在当市においても身体障害者、知的障害者が企業やNPO経営による作業所などで働いておりますが、大きな企業ではグループホームを設立、退職後も生涯にわたって面倒を見るのが約束されているところもあるようでありますし、NPOにおいても自主的にグループホームを設立、運営し、何とか障害者に自立させる手伝いをしているところもあるようであります。特に知的障害者などは、施設から出されても組織や親などの保護者がいなければ生活はしていけません。悪質業者につけ込まれ、必要のない高価なものまで買わされているケースもあるわけでありま

す。グループホームに入れない人、また保護者が高齢化により面倒を見られなくなったときなどはどうなるのか。知的、精神障害者の中には認定を受けていない人もいますようですが、保護者が亡くなったときの心配も出てまいります。行政により市営住宅を改造し、グループホームをつくるなどして支援する方法はあると思いますが、知的障害者等に対しての対応や将来の見通しについての考え方をお尋ねいたします。

⑤、赤平再生のまちづくりについて、ア、評価制度と情報の共有についてであります。平成19年度、20年度は、当市にとって財政的に危機的状況にあったわけでありま

すが、行政、議会、市民が一体となつての取り組みが功を奏し、財政再生団体入りだけは回避することができました。この短期間の間に市民の間には、みずからのまちはみずからでつくるとい

う気概が生まれました。助成金が打ち切られて心配された火まつりも関係者総出の努力により無事開催することができました。若者たちによる自主制作の映画もつくられました。当市としては初めての試みであり、関係者の大変なパワーとエネルギーは大きく評価するべきであります。

市政執行方針の結びの言葉にありますように、最大のピンチを脱した本市には若者たちを中心とした行動力と結集力という財産が生まれたわけでありませぬ。この貴重な財産そのものが真の住民自治の姿として評価されるとおり、これからの赤平再生の原動力となることとあります。そのように期待するところとあります。

まちづくりの原点は、情報を共有し合うこととあります。まさにそのとおりだと思っております。現在の高尾市政においては、住民説明会等を定期的に、また必要に応じて行い、毎月の広報の内容も以前より充実している感があります。私たち議員として感じ取れるのは、以前と比較して情報の開示、公開が進められたことだと認識しております。これらのことが市民との情報を共有し合うこととあり、市民と行政の信頼関係を深めることにつながってまいります。このたびの財政危機も高尾市長の人柄と市職員のたゆまぬ努力が市民から評価を受け、その信頼のもとに難局を乗り切ったのだと私もまた評価しているところとあります。これからの新しいまちづくりには、情報の共有は欠かせませんが、そのことを念頭に置き、パブリックコメントや市民まちづくり評価制度を取り入れるということとあります。いづれからどのような形でスタートするのか、また情報の共有にどのように結びつけていくのかについてもお尋ねいたします。

大綱2、教育行政執行方針について、①、新学習指導要領下における課題についてとあります。教育問題に課題はいろいろあるわけとあります。ここでは教職員のゆとり問題と子供たちの触れ合いの時間についてお尋ねしたいと思っております。教育基本法が平成18年12月に改正、そして19年4月より実施となったわけとあります。ことし3月で丸2年が経過します。

昨年3月、小学校及び中学校の学習指導要領、幼稚園教育要領が改訂されました。幼稚園は平成21年度より、小学校では平成23年度より、そして中学校は24年度より完全実施するとしております。そして、

小中学校にあつては21年度から実施年度の前年までを移行期間とする通知も出されました。

新学習指導要領では、総合的な学習の時間や選択教科の時間が大幅に削減され、外国語教育、理科や算数の時間が新設または大幅にふやされ、中学校においては受験教科の時間がふやされます。今までのゆとり教育からの脱却と言われておりますが、安易な授業時間の増や知識、学力偏重は子供たちや教職員に負担を強い、ただでさえ多忙な学校生活の中、子供たちと教職員がゆとりを持って触れ合う時間が確保されなくなるのではないかと懸念されるところとあります。

小学校外国語教育にかかわつては、母国語の定着を妨げ、子供に大きな負担を与え、早期にできる子、できない子を決めてしまうのではないかとということも見過ごすことができません。移行期においても十分な検討が必要とあります。また、学力低下が言われ、言語活動や理数教育の充実、基礎的、基本的な知識、議論を習得、そして思考力、判断力、表現力等の育成、これらを目的に授業時数や内容を増加させるなど、子供たちの実態を全く無視したような学力偏重の教育を進めようとしていることも私は危惧を持っているわけとあります。時間数をふやせば学力がつくのではなく、その内容が問われると考えます。そのため、子供たちや教職員、学校がゆとりを持って教育活動が行われるように教育内容を精選し、子供たちが生涯にわたる諸能力を培う基礎、基本となるような、また子供たちが生き生きと学べるような教育活動を保障する教育課程が編成されるべきであると考えます。

このたびの教育行政執行方針には、教職への愛着と誇りを確かなものとし、情熱あふれる教職員の育成、指導に努めるとうたっておりますが、現状において若い教職員から教育に対する情熱が少しずつ失われつつあることも耳にしております。教育現場が機械的に、また画一的になり、個性ある教職員が育ちにくく、そこには個性ある子供たちが育たなくなるのではないかと懸念もされます。子供たちと教

職員との確かな触れ合いは必要不可欠であり、互いの信頼関係につながってまいります。そこから非行やいじめの問題も必然的に解消されるのではと私は感じているところでございます。教職員に精神的、時間的にゆとりを持たせ、一人一人の子供たちの顔が見える、そのような教育であってほしいものがあります。

新しい指導要領により、これからは教育のあり方も少しずつ変わってくると思われませんが、教職員のゆとり問題と子供たちとの触れ合いの時間について、どのように考えておられるのでしょうか。当市らしい教育の実現のため、特に子供たちや教職員のゆとりある教育活動を保障する観点から、新学習指導要領について教育長または教育委員会の見解と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

②、赤平高等学校の今後についてであります。3月1日、赤平高校の卒業式に出席いたしました。今年度の卒業生は36名でした。先日、入学試験が行われ、40名の定員に対し志願者は21名とのことで大変なショックを受けたところでございます。平成19年の高等学校適正配置計画案における間口問題で、これに関しては生徒数減による存亡の危機に立たされ、高校みずからはもちろんのこと、全市を挙げての支援体制の努力が実り、一定程度の人数は確保してまいりました。しかし、わずか数年でもとの危機的状況に戻ってしまったことは本当に残念でなりません。

道内において多くの高校が定員割れを起し、また全国的には大学までも定員割れや廃校に追い込まれるなど、少子化問題はここでも深刻であります。平成21年から23年までの公立高等学校配置計画案には、赤平高校が廃校予定の中には入っていないとのことでありますが、赤平高校存続の危機は進行形で続いているわけであります。継続的に続く小中学生生徒数減少の中で、どのような形で赤平高校存続運動を展開していくのかお尋ねいたします。また、今後の高等学校配置計画の見通しについて予見があればお願いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） それでは、順番に沿ってお答えを申し上げます。

最初に、①の財政健全化への見通しについてのア、財政再生団体回避と21年度予算についてからお答えをさせていただきます。20年度決算から新たな財政指標によって財政力が判断されることとなったわけですが、当市は平成20年度の財政運営におきまして、赤平市財政健全化計画改訂版が示す連結実質赤字比率の39.22%を最低目標として議員各位を初め、市民の皆さんのご協力を賜りながら、全職員が一丸となって行財政改革に全力を挙げて取り組んできたところであります。その結果、職員の人件費30%削減を初めとする計画に盛り込まれた改革の実行のほかに、平成19年度決算における特別交付税決定額や除雪経費などの不用額が予定を上回りまして、さらに平成20年度に入り課題となっておりました花卉公社の民間への譲渡、旧赤平小学校跡地の売却など財政健全化計画を大きく改善する要素が加わったことによりまして平成20年度の連結実質赤字比率は22.45%と大きく改善し、20年度決算における財政再生団体入りは確実に回避できる見通しとなったわけであります。また、間もなく決定されます特別交付税のほか、除雪経費を初めとする不用額によりまして約1億2,000万円の効果が捻出された場合には早期健全化基準を超え、一気に健全化段階へ移行する可能性も残されている状況でございます。

さて、平成21年度の予算であります。現段階としては平成20年度決算における早期健全化基準に位置することを想定しつつ、赤平市財政健全化計画改訂版を基本に平成21年度決算では財政健全化段階へ移行することを前提に予算編成をいたしました。歳入につきましては、人口減少や景気低迷のほか、市職員の早期退職や人件費削減などが影響し、個人市民税が大幅に落ち込むなど引き続き厳しい財政運営となっております。一方では、景気低迷による経済活動の低下が想定され、市民の生活を脅かす危機

的な状況に直面しております。私自身こうした事態を重く受けとめ、平成21年度の予算編成に当たりましては経済雇用対策を喫緊の最重要課題ととらえ、一般会計における普通建設事業につきましては、財政健全化計画の改訂版で予定をしておりました事業を一部前倒しするほか、主に少額工事となります維持補修費につきましても重点的に予算づけし、さらに緊急雇用対策として地方交付税や道の財源を十分に活用しながら48名の新規雇用の創出を図るなど、現状としてできる限りの予算を計上させていただいてございます。

なお、今後におきましてもこうした不安定な経済情勢が長期化するおそれもあるため、引き続き関係機関などと連携を図りながら、迅速かつ適正な対応を検討してまいらなければならないと考えているところでございます。

また、財政比率は改善しているとはいえ、職員の人件費削減は継続されており、引き続き給与の回復に努力しなければなりませんし、市立病院の経営状況につきましてもまだ課題が残されている状況でありますので、平成21年度も引き続き気を引き締め、財政運営に努めてまいらなければならないと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、②の市立赤平総合病院の存続についてであります。ア、イ、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきたいと思っております。病院経営の見通しについてでございますが、平成20年度におきましては想定外の医師の退職、長寿医療制度導入などによる患者の受診控えなどが大きく影響いたしましたことから、当初の計画より収入の減少が大きく、経費など支出の削減効果もありましたが、計画を下回る見込みとなっておりますことから、収益の確保と支出の削減等に引き続き努力しなければならないものと考えております。

病院経営の収支均衡には、何度も申し上げておりますが、やはり医師の確保が急務であり、医師、看護師確保対策のさまざまな方策が徐々に実を結び、

平成21年度においては内科においては医師6名体制で診療できる見通しが立ち、外来、入院診療も充実が図られ、それに伴い市民からの要望も強く懸案でありました内科の午後外来も再開する予定であり、患者増による収益の増加を期待いたしております。医師の確保状況により収益の増、患者数の増と直結いたしますことから、医師確保の状況を見きわめながら看護師についても適正な人員数を確保していかなければならないと認識しております。

また、現在勤務している医師が定着する環境づくりも重要でありますことから、住居整備を進めております。また、業務的にも医療ソーシャルワーカー、診療情報管理費などを活用し、診断書などの作成業務の軽減を図り、さらに常勤医師の増により受け持ち患者数、救急、当直の負担の緩和等を図れると思っておりますので、医師確保に向け、引き続き努力し、コンビニ受診抑制のPRも継続して行いながら、医師の過重労働の軽減を図ってまいりたいと思っております。

予算につきましても平成21年度におきましては、一般会計より医師確保等に要する経費を補助金として繰り出しし、医師等の確保対策に活用していただく予定でございます。今後の病院経営につきましては、昨年12月に策定いたしました市立病院改革プランにおきまして市立病院が果たすべき役割として基本的医療の提供及び病院規模、救急医療、透析医療及び地域医療の提供など、さらには病院改革へ向けた取り組みとして経営の効率化、医師、看護師確保、再編ネットワーク化などが盛り込まれております。改革プラン実施に当たりましては、病院が行うさまざまな取り組みに対する点検、評価を行い、必要に応じて適切な見直しを検討しながら不良債務の解消と健全経営に向け、改革を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、勤務医アンケートの調査の結果につきましては、改善が必要と思われるものにつきましては実態を十分に把握し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、③の雇用確保対策について、アの緊急雇用

対策と今後の財政支援についてであります。世界的な景気後退が見られる中で、全国的に景気の確保局面が長期化、深刻化することが懸念されております。当市における市内企業等の動向につきましては、再三申し上げているとおりに厳しい中でありまして、最大限雇用確保に努めながら懸命に努力をされております。このため、不況の長期化が懸念される中、21年度事業については普通建設事業の前倒しや維持修繕費の増額、また地域雇用創出事業により48名の新規雇用を図るなど、できる限りの予算を計上させていただいております。今後におきましても不安定な経済情勢が長期化するおそれもあり、市立病院の経営収支につきましてもまだまだ課題が残されている状況でありますことから、21年度も引き続き気を引き締め、しっかりと財政運営に努めてまいらなければなりません。

また、市民の皆さん、議会のご指導、ご協力をいただき健全化団体まであと一步という段階であり、市民の皆さんにやはり安心をしていただくためには一日も早く健全化団体となることが私に課せられた使命であるというふうを考えております。こうしたことから、議員が言われます趣旨は十分に私も理解をいたしますが、22年度におきましても引き続き国や道などの関係機関と連携を図りながら、最大限雇用の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、④、福祉問題のア、独居老人と孤独死対策についてでございます。現在独居高齢者につきましては1,600世帯、高齢者のみの2人世帯は1,300世帯で合わせて市全体の42%に及んでおり、高齢者への見守りや安否確認につきましては大きな課題となっております。ことしに入り、孤独死と言われる高齢者の死亡は6件以上にも上り、昨年と同時期のペースを上回っております。現在高齢者の安否確認につきましては、ボランティアセンターにおいて市内のボランティアの方々を通じ、希望された高齢者63名に対し、電話で安否の確認をさせていただいております。さらに、社会福祉協議会では市の委託により

弁当の配食サービスを行っており、その際安否の確認をさせていただいております。また、市内4カ所のシルバーハウジングでは133軒のお宅が緊急通報システムをご利用いただいております。一般住宅の高齢者の方々につきましては88軒に緊急通報システムを設置いたしております。あわせて、昨年10月より独居高齢者サポート事業を実施し、地域で見守る方と見守りを希望される方を募集しております。

また、独居高齢者の状況把握と緊急時の連絡先などを確認し、早期対応することを目的に独居高齢者台帳づくりを昨年11月より民生児童委員の皆さんにご協力いただきながら進めてまいりました。4月までにはこの見守り台帳への希望者登録を整備し、消防、警察、行政などが高齢者の実態、諸問題などの情報を交換しながら台帳を共有する見守り連絡協議会を設置してまいりたいと考えております。この見守り台帳は、消防、警察、行政が情報の共有をしていくとともに、個人情報保護の問題もありますことから、地域の民生児童委員の方にはその担当地域の情報のみを提供してまいりたいと考えております。

また、高齢者の引きこもりにつきましては、町内会や老人クラブの情報を提供いただきながら、地域の引きこもりへの対応策や防止に対する講演会、個別の面談などを実施していくとともに市の介護福祉係と地域包括支援センターを中心に問題解決に向け、努力してまいりたいと考えております。また、ボランティアセンター主催の地域交流会ふきのとうでは、身体的な理由から外出しにくい方々につきましても地域で積極的に参加の声かけを行い、送迎しながら閉じこもりがちな方々を交えた交流会を今年度は7カ所で開催しておりますが、21年度は9カ所に広げ開催していく予定とのことでございます。来年度もこの中に地域包括支援センターの職員も積極的に参加してまいりたいと思います。

見守り台帳や引きこもり対策につきましては、行政や民生児童委員にとどまらず、町内会や老人クラブ、地域の皆さんの情報提供や連携が必須要件と考えております。今後もより一層情報の提供について、

地域の方々を交え、見守り協議会、行政の関係部署においてその対応を検討してまいりたいと考えております。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、イの障害者福祉についてであります。障害者自立支援法の施行以来、障害者を取り巻く環境は大きく変わりましたが、政府与党のプロジェクトチームにおいて障害者自立支援法の抜本的見直しが検討されているところであり、介護保険法との整合性を考慮した仕組みを解消し、障害者福祉の原点に立ち返ることとなり、利用者負担のあり方の見直しや福祉サービス事業者の経営の安定化を図るため必要な措置を講じるなど、今後利用者の立場に立った法改正が行われることを期待いたしているところであります。

ご質問の障害がありながら障害者の認定の申請をされていない場合でございますが、障害者に認定をされ、障害者手帳の交付を受けるということは、その障害を克服し、社会参加を果たすためのさまざまな福祉制度の支援策を受けるために必要なものとなっております。そこで、障害の認定を家族が申請をしていない場合で、扶養者の死亡などにより障害のある本人が1人となり、障害者手帳がないために十分な福祉サービスを受けられないこともありますことから、そのような方をどのように発見、救済するかが課題とされるところでありますが、今後地域の民生委員、児童委員や地域住民の皆様との連携を密にし、早期発見、迅速な対応を図ってまいりたいと思います。

また、行政により市営住宅を改造し、グループホームをつくるなどの支援ができないかというご質問でございますが、現在市内には知的障害者のためのグループホームとケアホームの複合施設が7カ所、精神障害者のためのグループホームが1カ所あり、合計で60名の受け入れが可能となっております。既に民間事業者により基盤整備が行われているところであり、行政がグループホームを整備することは民間事業者を圧迫することにもなりかねないことから

難しいものと考えております。

また、公営住宅の利用についてであります。平成4年より公営住宅を知的障害者のグループホーム事業への使用が試行的に認められ、平成12年にはグループホーム事業の運営主体が拡充されたところがあります。しかしながら、その利用に当たっては公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内とされており、公営住宅の本来対象者層の入居を阻害しないこと、事業の円滑な実施が担保されていることの要件を満たす必要がございます。現在の当市の公営住宅の空き家は、建てかえのために政策的に行っているものであり、入居希望者もおりますので、先ほどの条件には合致しないものと考えられます。しかし、今後グループホームの利用者がふえることも予想されますことから、公営住宅法の対象外である市の一般住宅の利用について検討をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、⑤の赤平再生のまちづくりについてのア、評価制度と情報共有についてお答え申し上げます。地域社会の変化に対応できる住民本位のまちづくりを進めるためには、効率的かつ効果的な行政組織づくりと市民の参加機会の拡充に努めてまいらなければなりません。また、地方分権の進展によって以前にも増して地方の役割や責任が強く求められる時代を迎え、行政主導型の認識では住民ニーズや時代ニーズに立ちおくれる可能性がございます。このため、いかに今後のまちづくりに市民の皆さんの意見を反映できるのか、住民懇談会や市民会議の設置など、これまでの取り組みに加え、新たな市民参加型の手法を取り入れる必要があり、評価制度の導入がその一つでございます。

評価制度につきましては、住民の福祉の増進を図ることを基本に、行政による評価に対し、市民による評価を加えることで結果として市民の声が政策に反映され、福祉の増進に努められるものであると考えているところでございます。市民評価イコール政策決定といった権限は持てないものの、市民目線からの考えを十分に理解し、議論することが非常に重

要な過程であり、既に多くの自治体が評価制度を導入している状況であります。当市といたしましては、第5次赤平市総合計画が本年スタートしてまいりますので、平成22年度予算は、来年度になります。総合計画の諸施策ごとに必要な経費とその財源を明らかにする事業予算化を予定しており、評価制度の本格導入に向け、平成21年度中に体制づくりを進めてまいります。

また、パブリックコメントにつきましては、重要な施策等に対し、素案の段階で広く市民に公表した上で広く意見等を募り、その意見を反映または反映できなかった理由、コメントを公表するもので、このたびの第5次赤平市総合計画の素案の段階におきましても実施する予定であります。総合計画によるパブリックコメントの結果を検証した上で効果的な方法を検討し、次へのステップにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、情報共有についてであります。近年は重要な案件を協議する際には市民会議を設置し、会議を公開形式で行うほか、またその内容や経過についても市民の皆様にお知らせさせていただいております。行政には情報を提供する義務があり、市民にはそれを知る権利があるということを念頭に置きつつ、広報あかびらを通じてその時々課題とされている話題について特集を組むなど、より多くの市民の皆さんに当市の状況をお伝えするため努力をさせていただいているところであります。しかし、情報提供及び情報共有に向けては、まだまだ多くの課題が残されており、評価制度並びにパブリックコメントを含め、市政に対しより多くの市民の皆さんの意見が反映できるよう、さまざまな角度から検討してまいらなければならないと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（鎌田恒彰君） 渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君） 1点目、新学習指導要領下における課題についてお答えをいたします。

新学習指導要領が昨年3月に告示され、小学校に

ついては平成23年度から、中学校については24年度から本格実施されるということであり、21年度から本格実施に向けた移行措置が始まっていくということであり。

今般告示された新学習指導要領の内容については、おおむね先ほど議員がご指摘になったとおりであります。今後各学校においては、新学習指導要領の内容に沿って教育課程が編成されていくこととなりますが、そこで教育委員会としての今後の取り組みについてのご質問だというふうに思いますが、新学習指導要領においても地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達や特性を十分に考慮して適切な教育課程を編成するものとするというふうなうたっています。したがって、教育課程を編成する際に地域や子供の特性、子供の心身の発達状態、さらには特性を十分に見きわめなければならないというふうなうたわれています。そこで、教育委員会としては新学習指導要領について十分なまず検討を加えるということと地域性を加味した市としての規定カリキュラムの作成をすべく準備を進めていきたいというふうに考えています。各学校に対しましては、市の規定カリキュラムに沿って本格実施に向けたそれぞれの学校での教育課程を作成するということとなりますので、そのように指導をしていきたいと考えています。

また、教職員と子供との触れ合う時間をいかに確保するかということについてでありますけれども、確かに最近教職員の多忙化が指摘されているところであります。精神的にも肉体的にも健康な状態で教職員が子供に接するということが極めて重要だというふうに考えていますし、そうした職場環境を整備しなければならぬ、整えなければならないというふうにも考えています。子供たちと触れ合う時間の確保がまさに最優先でありまして、さらに日常の勤務条件、勤務対応、こういったものを見直しを図るなどして触れ合う時間の確保に努めていきたいというふうに考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2つ目、赤平高校の今後についてでありま

すが、お答えをしたいと思います。前議員にもお答えをいたしましたけれども、赤平高校、21年度の志願者が40名に対して21名と大変厳しい数字になっています。この原因は、昨年より中学校卒業者の数が32名の減少ということとあわせて、中学校での各種の活動が赤平高校へ向かわずに滝川、芦別等に分散されたというふうに考えられます。したがって、この21年度の道教委による公立学校適正配置計画では相当厳しい状況が予想されるというところでありませぬ。しかし、地元の唯一の高校であります赤平高校をなくしてはならぬということは、これは市民共通の願いであるというふうに思います。そのためには、1つとしては中学校の頑張り、部活動等の頑張り、そういったものが期待できる、それが継続できるような赤平高校であること、さらに父母の経済的な負担の軽減にも赤平高校は必要なのだと。さらに、ここしばらくは3間口程度を維持できる中学校卒業者の数であるということ、そして最後は市の財政事情から特に赤平高校の存続というのはまさに市の死活の問題であると、こういったことなどを道教委へ訴えていかなければならないというふうに考えているところでありませぬ。まず、何よりも市民の赤平高校の存続への盛り上げを図っていくということが大事ではないかなというふうに思います。4月早々にも中高教育推進委員会を開催して、道教委への要請行動を含めた取り組みを図ってまいりたいというふうに考えていますので、ぜひご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁理解いたしました。

今大きな課題が3つあると思われませぬ。1つには早期に健全化団体に移行すること、続いて2つ目には病院の健全化を確かなものとするということ。先ほど同僚議員から結果がすべてであるという発言がありましたけれども、まさにそのとおりではないかと思われませぬ。3つ目には緊急雇用対策、これについては

確実にを行うことと、緊急雇用対策を確実にを行うことと、この3つだと思われませぬ。平成21年度の予算は、健全化団体移行への重要な予算組みとなっておりますので、確実に執行されなければならないわけでありませぬ。早期に健全化できるよう参与席の皆様方によろしく願いするところでありませぬ。確実に健全化された時点で、再度雇用対策について論議をしていきたいと思われませぬ。今のままでは不十分だと思われませぬので、再度また時間を経た後に論議をしていきたいと思われませぬ。

他の項目については、理解はしておりますので、再質問はございませぬ。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（鎌田恒彰君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時38分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年 3月11日

議 長
鎌 田 恒 彰

署 名 議 員 (5 番)
林 喜代子

署 名 議 員 (9 番)
獅 畑 輝 明